## 「インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款」

#### 第1章 総則

#### 第1条(本約款の適用)

株式会社インボイス(以下、「当社」といいます)は、このイ ンボイス光・インボイスひかり電話サービス約款(以下、 「本約款」といいます)に基づき、インボイス光及びインボイ スひかり電話(以下、「本サービス」といいます)を提供し ます。

#### 第2条(本約款の変更)

- 1. 当社は、本約款を変更することがあります。その場合、 本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
- 2. 当社が本約款を変更する場合、事前に変更後の約款を 当社のホームページに記載する方法により告知するもの とし、当社が定めた変更期日に効力が生じるものとしま す。

#### 第3条(用語の定義)

本約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使 用します。

- (1)「契約者」とは、本サービスを利用するお客様をいい、 法人、官公庁、地方公共団体、その他の団体に限ります。
- (2)「NTT」とは、東日本電信電話株式会社または西日本 電信電話株式会社をいいます。
- (3)「転用承諾番号」とは、契約者が本サービス申込みに あたり、NTTが発行する転用のための承諾番号(11桁)を いいます。
- (4)「事業者変更承諾番号」とは、契約者がNTT以外の電 気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスか ら本サービスへの変更申込みにあたり、変更元の電気通 信事業者が発行する事業者変更のための承諾番号(11 桁)、または本サービスからNTT以外の電気通信事業者 が提供する光コラボレーションサービスやNTT提供の「フ レッツ光」への変更手続きにあたり、当社が発行する事業 者変更のための承諾番号(11桁)をいいます。
- (5)「通信キャリア」とは、プロバイダ等のNTT以外の電気 通信サービス(ただし、光コラボレーションサービスを除 く)を提供する電気通信事業者をいいます。
- (6)「付加サービス」とは、「インボイス24時間出張修理 サービス」や、「インボイスひかり電話」の各プランとこれ付 随するオプションサービスなど、光ファイバー回線に付随 して契約可能な当社が提供するサービスをいいます。
- (7)「本サービス利用料金」とは、本サービスにおいて当社 が契約者に対し請求する料金をいいます。
- (8)「電気通信設備」とは、電気通信サービスを提供する ための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいま す。
- (9)「取扱所交換設備」とは、NTTの事業所などに設置さ れる本サービス提供に係る設備等をいいます。
- (10)「契約者回線」とは、本サービス利用契約に基づき、 取扱所交換設備と契約者が指定する場所との間に設置 される電気通信回線のことをいいます。
- (11)「一括請求サービス」とは、当社が提供する各通信 キャリアの利用料金を取りまとめて、契約者に対し、一括 して請求するGi通信料金一括請求サービスをいいます。
- (12)「Gi Portal(ジーアイポータル)」とは、契約者が本 サービス利用料金を閲覧及びダウンロード、ならびに本 サービスの各種手続を行うための当社のウェブサイトを いいます。
- (13)「自営端末設備」とは、契約者が設置する端末設備を いいます。
- (14)「自営電気通信設備」とは、契約者が設置する電気通 信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
- (15)「一括請求サービス約款」とは、一括請求サービスに 関して当社が定める「Gi通信料金一括請求サービス約 款」をいいます。

## 第4条(本サービスの提供)

1. 当社は、本サービスを、当社がNTTとの卸契約をもとに 提供を受ける光ファイバー回線及びそれに付随する通信 サービスを利用して、契約者に対し、提供します。

- 2. 本サービスは、一括請求サービスを利用中または一括 請求サービスと同時申込みを条件として提供します。な お、本サービス申込後であっても、一括請求サービスを提 供できないと判断された場合は、申込資格を喪失し、本 サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- 3. 前項の一括請求サービスの申込みにおける審査基準 等は、一括請求サービス約款及び当社の基準によりま す。

#### 第2章 契約

#### 第5条(契約の単位)

当社は、1の回線収容部または1の利用回線単位に1の本 サービス契約を締結します。

## 第6条(提供区域)

本サービスは、NTTが指定するサービス提供区域内に おいて提供するものとします。なお、当社の事情により、そ のサービス区域を制限する場合があります。また、提供地 域により提供可能なサービス内容が異なる場合がありまたとき。

#### 第7条(申込手続)

- 1. 契約者は、当社所定の本サービス申込書に必要事項を 記入し、当社へ提出して本サービスを申し込むものとしま す。
- 2. 契約者が、従来利用しているNTT提供の「フレッツ光」 (NTT西日本エリアのフレッツ光クロスを除く)から本 サービスへの転用によって本サービスを申し込む場合、 前項の申込みの際に、あらかじめNTTから取得した転用 承諾番号が必要となります。なお、当社は当該転用番号 の取得に関して何らの義務も負わないものとします。
- 3. 本条第1項の申込みの際に、事業者変更承諾番号を用 いて本サービスを申し込むには、あらかじめ事業者変更 承諾番号が必要となります。なお、当社は事業者変更承 第12条(解約手続) 諾番号の取得に関して何らの義務も負わないものとしま す。
- 4. 第12条第5項に定める事業者変更による本サービスの 解約後、変更先のNTT以外の電気通信事業者の責によ り当該事業者が提供する光コラボレーションサービスから 本サービスに戻す場合、契約者は当該事業者から「事業 者変更後キャンセル承諾番号」を入手することが必要で す。なお、当社は事業者変更後キャンセル承諾番号の取 得に関して何らの義務も負わないものとします。
- 5. 当社は、第1項の本サービス申込書を受け付けた順序 に従って、申込みを受付けます。本サービスの契約は、当 社が本サービス申込書を受領し、当該申込書に基づくN TTへの諸手続が完了した時点をもって成立したものとし ます。
- 6. 前項の定めにかかわらず、以下の事由に該当する場 合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
- (1)本サービス申込書の記入内容に虚偽、誤記または記 入漏れがあるとき。
- (2)前項の本サービス申込書の受領日から本サービス申 込書に記載された転用承諾番号、事業者変更承諾番号ま たは事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限が5営 業日未満のとき。
- (3) 当社に対する一括請求サービスの利用料金その他の 債務の支払い、またはNTTに対する通信料金その他の 債務の支払いを、現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
- (4)当社またはNTTの都合により本サービスの提供が困 難であるとき。
- (5)前各号の他、本サービスの遂行上、著しい支障がある とき。

# 第8条(本サービスの開始)

- 1. 本サービスは、原則として、前条第5項による本サービ ス契約成立日に、開始します。
- 2. 当社は、前項の本サービス開始日等について、当社所 定の書面により契約者へ通知します。契約者は当該書面

をもって、本サービス開始日等を確認するものとします。

3. 前項の書面については、本サービス申込書に指定、記 載された住所へ送付します。

#### 第9条(変更手続)

- 1. 契約者が本サービスの変更(プラン変更、付加サービス の追加・廃止等)の手続きを行う場合は、直ちに当社所定 の方法により当社へ通知していただきます。ただし、第30 条第1項(1)に定めるサービスについては、契約者が直接 NTTまたは各通信キャリアに対し、当該サービスの変更 を申し出るものとします。
- 2. 契約者には、前項の通知のほか、以下の変更が生じた 場合、遅滞なく当社所定の方法により通知していただきま す。なお、当該変更事項を証明する書類を提出していた だく場合があります。
- (1)商号または名称を変更したとき。
- (2)本店または主たる営業所の所在地を変更したとき。
- (3)会社分割、事業譲渡、その他経営実態に変更が生じ
- (4)その他、本サービス申込書の記載事項に変更が生じ

#### 第10条(契約者回線の移転手続)

- 1. 契約者は、第6条に定める提供区域内に限り、当社所定 の方法により、契約者回線の移転を請求することができ
- 2. 当社は、契約者から移転請求があったときは、第7条の 定めに準じて取り扱います。

#### 第11条(基本契約期間)

本サービスの基本契約期間は1ヶ月とし、次条に定める 解約の申し出または第36条に定める解除事由の発生等 による本サービスの終了がない限り、同一条件をもって 自動的に更新されるものとします。

- 1. 契約者は、本条第5項および第6項の場合を除き、本 サービスを解約するには、当社所定の本サービス解約書 面に必要事項を記入し、解約希望日の第5営業日前まで に当社へ提出するものとします。ただし、第36条第1項 (1)に定めるサービスの解除については、この限りではあ りません。
- 2. 当社による本サービスの解約は、 1ヶ月の予告期間を もって当社所定の 本サービス解約書面 をもって 契約者 に通知します。
- 3. 当社は、第1項の解約書面を受け付けた後、または前項 の予告期間満了後、遅滞なく解約処理等、本サービスの 終了に必要な手続を実施します。本サービスの解約処理 日以降、本サービスの一切が利用できなくなります。解約 処理後はいかなる場合であっても、本サービスの復旧は できません。
- 4. 本サービスの契約は、本サービス対象回線について前 項の解約手続が完了した時点をもって終了するものとし ます。また、同時に一括請求サービスの契約についても終 了するものとします。
- 5. 事業者変更承諾番号を用いて、本サービスからNTT 以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーション サービスやNTT提供の「フレッツ光」への変更による本 サービスの解約の場合、契約者は当社に事業者変更承 諾番号の払い出しを請求するものとします。なお、次の各 号に該当する場合、当社は事業者変更承諾番号の払い 出しを行わないものとします。
- (1)第9条または第10条のいずれか手続きが未完了の状 能である場合
- (2)第14条第1項、第36条または第37条のいずれかに該当 する場合
- (3)NTT西日本エリアで、事業者変更にあわせて移転を行う 場合
- (4)NTT西日本エリアで、事業者変更にあわせて回線のプラ ン変更やフレッツ・テレビの解約を行う場合
- (5)事業者変更にあわせて、契約者を変更する場合
- (6)契約者以外からの事業者変更の申し込みの場合

- 6. 前項の定めに従い当社が事業者変更承諾番号を払い出し た後、変更先のNTT以外の電気通信事業者が提供する光コ ラボレーションサービスにおける申し込み手続きが完了、また は変更先のNTTが提供する「フレッツ光」における申し込み 手続きが完了し、契約者により事業者変更が実施された時点 をもって、事業者変更に伴う本サービスの契約は終了するも のとします。また、同時に一括請求サービスの契約について 第3章 料金 も終了するものとします。
- 7. 前項の事業者変更が実施されるにあたり、本サービスのう ち、変更先のNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラ ボレーションサービスで提供していないサービスがある場 合、事業者変更実施後、該当サービスはNTTが提供します。 この場合、事業者変更に関する費用が、変更先のNTT以外 の電気通信事業者に加えて、NTTから契約者に請求される ことを、契約者はあらかじめ了承するものとします。なお、NT Tが該当サービスの提供にあたり契約者に提供条件の説明 を行う場合があり、契約者は内容を了承するものとします。

#### 第13条(継続利用期間及び違約金)

- 1. 本契約に基づく料金は、「インボイス光サービス(重要事項 説明) インボイス光(料金)一覧表」(以下、「料金一覧表」)に 記載された金額に従うものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず料金一覧表に記載されていない 料金で契約を締結する場合、継続利用期間を設けるものとし ます。
- 3. 継続利用期間とは、回線単位毎に本サービスの月額利用 料課金開始月(以下、「起算月」といいます)から起算して、2 4ヶ月後の末日(以下「満了月」といいます)までとします。但 し、その満了月の翌月または翌々月(以下、「更新月」といい ます)において、前条第4項の解約手続が完了していない場 合、または、契約者からの前条第5項の事業者変更承諾番号 の払い出し請求による同条第6項の事業者変更に伴う本 サービスの契約が終了していない場合(以下、上記両場合を 総称して本項において「解約手続が完了していない場合」と いいます)には、満了月の翌月から起算してから24ヶ月延長 されるものとし、その後の満了月においても、その直後に到 来する更新月に解約手続きが完了していない場合には同様 に自動更新となります。
- 4. 契約者からの前条第5項の事業者変更承諾番号の払い出 し請求により前条第6項の事業者変更に伴う本サービスの契 約を終了した場合は、契約者は当社に対し回線あたり 10,000円(不課税)の違約金を支払うものとします。
- 但し、更新月において事業者変更に伴う本サービスの契約が 終了した場合、または解約の理由が下記に該当する場合は、 違約金の対象外とします。
- (1)拠点閉鎖に伴う解約の場合
- (2)契約者が契約者以外の法人もしくは個人に「インボイス 光」の利用権を譲渡する場合
- (3)契約者が、ひかり電話を33チャネル以上利用するため、 「インボイス光」からNTT東西提供の「フレッツ光ネクストプラ イオ」や「フレッツ光ネクストビジネス」、「ビジネスワイドイー サ」に回線タイプを切り替える場合
- (4) 当社が「インボイス光」の提供を終了する場合
- (5)その他、当社が特別に認める場合

## 第14条(本サービスの一時中断)

- 1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったと きは、本サービスの一時中断(その本サービスを他に転用す ることなく本サービスを一時的に利用できないようにすること をいいます)を行います。
- 2. 前項の一時中断について、当社が契約者から請求を受け てから実際に中断が行われるまでの間、相当日数を要する 場合があります。また中断が行われた後、解除する場合も同 様です。
- 3. 本サービスの一時中断期間においても、各種月額利用料 は発生し、契約者はこれを支払う必要があります。

### 第15条(契約における免責事項)

- 1. 本サービスの範囲は、第4条1項に定める当社がNTTとの 卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー回線及びそれに付 随する通信サービスに限ります。本サービス対象回線の電気 通信設備に関する事項などの諸条件については、契約者の 各種利用契約等に従うものとし、NTTの責に起因する事故 または電気通信設備に関する事故その他当社に起因しない 事由により生じた損害等について、当社は一切の責を負わな いものとします。
- 2. 本サービスの申込または解約手続きにおいて、契約者によ

る誤記もしくは記入漏れ等があったこと、契約者が当社に対 する通知を怠ったこと、またはNTTもしくはNTT以外の電気 通信事業者の事情により本サービスの開始もしくは終了が 遅滞したことにより契約者に生じた損害について、当社は一 切の責を負わないものとします。

#### 第16条(請求と支払い)

- 1. 当社は、当社が別途定めた料金表(基本料、通話料、工事 料、付加サービス、オプション料金等)に従い、本サービス利 用料金の算出を、毎月当社指定締日で行い、一括請求サー ビスに合算(課金先は当社指定の回線番号等)のうえ、利用 対象月の翌月もしくは翌々月に契約者に請求します。なお、 1ヶ月に満たない月の本サービス利用料金については、当月 暦月の日数に応じて日割り計算(1円未満端数は切り捨て)し ます。
- 2. 当社は、一括請求サービス約款に準じて、本サービス利用 料金及びその内訳明細等について、契約者が閲覧及びダウ ンロードできるようGi Portalにアップロードします。契約者 は、当社の定める期日に支払うものとします。
- 3. 当社は、契約者にNTTと締結している転用前の契約につ いて分割支払工事費に関する違約金がある場合は、当該債 務を当社が引き継ぐことがあります。当社が引き継いだ債務 について、契約者は、当社の請求に従い、転用後の本サービ スの料金と併せて支払うものとします。
- 4. 本約款に定めのない支払いに関する事項については、契 約者は一括請求サービス約款に従うものとします。

#### 第17条(工事費の支払義務)

- 1. 契約者は、当社に対し工事を要する請求をし、当社からそ の承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払うも のとします。
- 2. 前項により当社が承諾した場合は、契約者は、工事の請求 の撤回はできないものとします。

#### 第18条(本サービス利用料金の支払い義務)

- 1. 契約者は、第8条第1項の本サービス開始日から起算して、 第12条第3項の本サービス解約処理日、同条第6項の事業 者変更実施日または第36条の契約解除日までの期間につ いて、本サービス利用料金の支払い義務が生じます。
- 2. 契約者はNTTより貸与された電気通信設備を、第12条第 5項乃至第6項による事業者変更で変更先のNTTもしくはN TT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーション サービスにおいて全てを継続利用する場合を除き、NTTへ 返却する必要があります。前項の本サービス解約処理日また は契約解除日までの期間にかかわらず、未返却等によって、 NTTより当社に対し電気通信設備に関する費用が請求され た場合、契約者は当社に対しその費用相当額を支払うものと します。
- 3. 契約者は、本サービスを利用できなかった期間に関して も、以下の各号に該当する場合を除き、本サービス利用料金 の支払い義務を負います。
- (1)契約者の責に起因せず、本サービスを利用できない状態 が生じ、そのことを当社及びNTTが認知した時刻から起算し て、24時間以上その状態が継続したとき(当社が利用できな いことを認知した時刻以降の利用できなかった時間について は、24時間ごとに日数を計算のうえ、その日数に対する料金 は減免対象とします)
- (2) 当社の故意または過失により、本サービスを全く利用でき ない状態が生じたとき(当社及びNTTが、利用できないこと を認知した時刻以降の利用できなかった時間については、そ の時間に応じた料金は減免対象とします)

## 第19条(債権回収代行会社への回収業務の委託)

契約者が本サービス利用料金その他の債務の支払を怠っ た場合、一括請求サービス契約約款に準じ、当社はサービ サー法(債権管理回収業に関する特別措置法)により認可さ れた債権回収代行会社へ本サービス利用料金その他の債務 の回収業務を委託する場合があります。

### 第4章 本サービスの中止

## 第20条(利用中止)

- 1. 当社は、以下の各号の場合には、本サービスの利用を中止 することがあります。
- (1)電気通信設備の保守上、工事上または本サービスの品質

- 確保のためやむを得ない理由があるとき。
- (2)第21条(通信利用の制限)の定めにより、本サービスの利 用を中止するとき。
- (3)契約者回線等の回線収容替え工事を行うとき。
- 2. 当社は、前項により本サービスの利用を中止するときは、 緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ当社が適当と認め る方法により契約者へ周知します。

#### 第5章 诵信

### 第21条(通信利用の制限)

1. 当社は通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続すること ができなくなったときは、天災事変その他の非常事態が発生 し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは 救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維 持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益の ため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱 うため、以下に掲げる機関が使用している契約者回線等の 利用を制限する措置を執ることがあります。

#### 【優先される機関】

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維 持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海 上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係が ある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の 供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直 接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機 関、選挙管理機関、別記の基準に該当する新聞社等の機関、 預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機 盟

- 2. 前項の規定のほか、電気通信設備の安定的な運用または 本サービスの円滑な提供を図るため、当社は契約者に事前 に通知することなく以下の通信利用の制限を行うことがあり ます。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用 の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及 び蓄積を行う場合があります。
- (1)通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地 域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2)契約者回線等を当社が別途定める一定時間以上継続し て保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本 サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認め た場合に、その通信を切断すること。
- (3)契約者が、第31条に規定する禁止行為を行った場合に、 その通信の切断または制限を行うこと。
- (4) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認 めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制 限すること。
- 3. 当社は、前項の規定のほか、一定時間内に大量多数の通 信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線 からの通信の利用を中止する場合があります。
- 4. インボイスひかり電話において、特定の電話番号宛の国際 電話が短時間に多数発生した場合など、当社もしくはNTT は、その契約者回線からの国際電話の利用を制限する 場合があります。なお、制限を開始するまでに発生した通 話料については、第16条第1項の定めに従い、契約者に 請求します。

### 第6章 保守

## 第22条(当社の維持責任)

当社は、当社が設置した電気通信設備が存する場合、これ を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) に適合するよう維持します。

## 第23条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備及び自営電気通信設備を技術基 準及び技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)等に適合す るよう維持するものとします。

# 第24条(契約者の切分責任)

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が 契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回 線その他当社の電気通信設備を利用することができなく なったときは、当該自営端末設備および自営電気通信設 備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求を するものとします。

- 2. 前項の確認について、契約者から請求があったときは、当社は、対象の本サービス取扱所において試験を実施し、その結果を当社の定める方法により契約者にお知らせします。
- 3. 当社は、契約者の請求により、当社またはNTTの係員 を派遣した結果、NTTまたは当社が設置した電気通信 設備に故障がないと判定し、故障の原因がプロバイダ等 の通信キャリアの電気通信設備または自営端末設備あ るいは自営電気通信設備にあったときは、契約者にその 派遣に要した諸費用を全額負担していただきます。

#### 第25条(修理または復旧)

- 1. 当社は、NTTが設置した電気通信設備が故障しまたは 滅失した場合は、速やかに修理または復旧するため必要 な措置をとるものとします。ただし、24時間未満の修理ま たは復旧を保証するものではありません。なお、午後5時 から翌日午前9時までの時間帯に前条の請求を受け付 けたときに、その時刻以後の午前9時から午後5時まで の時間帯においてその修理又は復旧を行うことを基本と します。
- 2、前項の定めにかかわらず、NTTの「24時間出張修理オプション」または「7—22時出張修理オプション」(NTT「IP通信網サービス契約約款」上の保守区分が「タイプ2」のもの)を契約中の場合であって前項の時間帯以外に関しては、当社ではなくNTTの専用窓口に前条の請求を行うものとします。但し、「インボイス24時間出張修理サービス」(有償)の加入者から当社が前条の請求を受け付けたときは、その修理又は復旧を時間帯に関係なく行い、「7—22時出張修理オプション」(有償)の加入者から当社が前条の請求を受け付けたときは、7時から22時の間(22時までの訪問が困難な場合は翌日以降ご案内になる場合があります)に、その修理又は復旧を行う事とします。

#### 第26条(保守に関する免責事項)

- 1. 当社は、NTTが設置した電気通信設備の設置、修理、 復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている メッセージ等の内容等が変化または消失したことにより 損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過 失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償し ません。
- 2. 当社は、本約款の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったとき、当社は、その変更にかかる端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

## 第7章 秘密保持

## 第27条(秘密保持)

- 1. 本約款において秘密情報とは、契約者の通信の秘密 等、本サービスの提供及び利用により、当社または契約 者が知り得た全ての情報とします。ただし、次の各号のい ずれかに該当する情報は、秘密情報に含まないものとし ます。
- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後、情報取得者の責に帰せずして公知となったもの。
- (2)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (3) 開示を受ける前に既に自ら所有していたもの。
- (4) 開示された情報によらずして、独自に開発したもの。
- (5)開示者の承諾により開示が認められたもの。
- 2. 当社及び契約者は、秘密情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供及び利用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。
- (1)当社が本サービスを提供するために必要な範囲での

- NTT及び第34条各号に定める委託先に対する開示。 (2)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的 機関に対する開示。
- (3)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示。
- 3. 第12条第5項に定める事業者変更を行うにあたり、本サービスの契約情報(NTT上の契約名義人名、設置場所住所、契約中の光回線のプラン、ひかり電話のプランを含む付加サービス。ただし、この限りではない。)を変更先のNTT以外の電気通信事業者が把握することを、契約者はあらかじめ了承するものとします。

#### 第28条(個人情報保護)

- 1. 本約款において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の情報によって特定の個人を識別できるものとします
- 2. 当社及び契約者は、本サービスの提供及び利用により 知り得た相手方の従業員等の個人情報を第三者に開 示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供及び利 用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下 の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。
- (1)本人の同意がある場合の開示。
- (2)当社が本サービスを提供するために必要な範囲での 通信キャリア及び第34条各号に定める委託先に対する 闘示
- (3)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示。
- (4)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守 秘義務を負う者に対する開示。
- (5)人の生命、身体または財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。
- 3. 当社は利用者の個人情報を、お客様のニーズに合致 する商品・サービスのご提案ならびに当社グループとして の経営管理・リスク管理を目的として、グループ会社間で 共同利用します。グループ会社の定義等、詳細について は次項第2号をご覧ください。
- 4. 前各項のほか、当社による個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等によります。
- (1)個人情報保護方針

https://www.invoice.ne.jp/privacy/

(2)個人情報の取り扱いについて

https://www.invoice.ne.jp/privacy2/

### 第29条(共通事項)

- 1. 前2条に定める守秘義務は、本サービスの契約が終了した後も公知となるまで引き続き有効に存続するものとします。
- 2. 当社または契約者は、本サービスの契約が終了した場合、または相手方から秘密情報もしくは個人情報の返還もしくは廃棄の請求があった場合、速やかに返還または廃棄するものとします。ただし、当社は、キャリア請求料金及び本サービス利用料金に関する情報等、法令により保管が義務付けられている情報については、引き続き保有するものとします。なお、事業者変更後キャンセル承諾番号を用いて本サービスをお申し込みの場合、本サービスを提供するにあたり、廃棄済みの情報が改めて必要となり次第、契約者は当社に必要な情報を遅滞なく提供するものとします。
- 3. 本約款のほか当社と契約者間において別途情報保護 に関する契約を締結した場合といえども、本サービスに ついての秘密情報及び個人情報の取り扱いについては、 本章の定めが優先して適用されるものとします。

### 第8章 雑則

## 第30条(契約者の同意事項)

- 契約者は、本サービスの申込みにあたり、以下の事項すべてに同意するものとします。
- (1)当社またはNTTの事情により、当社とNTTとの間の 卸契約に含まれないサービスがあること。

- (2)本約款に定めのない事項に関して、契約者はNTTの 光ファイバー回線及びそれに付随する通信サービスに関 する契約約款に従うこと。
- (3)本サービスの利用に関するシステムメンテナンス及び 障害情報などの事項について、契約者は、NTTのホーム ページ上で確認すること。
- (4)事業者変更承諾番号により本サービスを申し込む場合、変更元のNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスの解約にあたっての注意事項 (解約費用の発生含む)があること、および当該注意事項について当社は契約者に対して何ら責任を負わないこと。
- (5)事業者変更後キャンセル承諾番号により本サービス を申し込む場合、解約前の本サービスと同一の条件での 提供ができない可能性があること。
- (6)本サービスの利用には一括請求サービスの利用が必要であり、一括請求サービスが終了した場合は、当社の判断により本サービスも終了する場合があること。
- (7)本サービス利用料金には、プロバイダ利用料金が含まれないこと。
- (8)本約款(変更後の約款を含む)の定め及び別途当社 と契約者との協議により定めた事項がある場合は当該事 項に従うこと。
- (9)「インボイス光リモートサポート」など、本約款以外に約款が定められているサービスを利用する場合は、該当約款の定めに従うこと。
- (10)本サービス利用料金を算出するため、当社が本サービス利用料金の通信料金、通話明細等の通信の秘密(通信の秘密の概念は、日本国憲法及び電気通信事業法に基づく)を記録し保管すること。
- (11)本サービス提供にあたり、NTTと契約者名を共有すること、NTTにおける登録情報をNTTの判断で変更する場合があること、変更のために契約者に対しNTTが電話等で確認を行う場合があること、および、NTTの登録情報の変更により生じる如何なる事象についても当社が契約者に対して何ら責任を負わないこと。
- (12)本サービスはベストエフォートで、通信速度を保証するものではないこと。

## 第31条(利用にかかる本サービス契約者の義務)

- 1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に 規定する行為をしてはなりません。違反した場合、もしく は契約者が以下の各号で規定する行為に該当する行為 を行っていると当社で判断した場合、当社は、提供停止 措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対 応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行 為により被る損害費用等を契約者に請求することがあり ます。
- (1)法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2)当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3)個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4)個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5)当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6)当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7)犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行 為、またはそのおそれのある行為。
- (8)虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9)公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10)無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。

- (11)わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあた るコンテンツを発信・記録・保存する行為、及び児童の保 護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似 する行為。
- (12)風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定 する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似 する行為。
- (13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引 する行為の規制等に関する法律が規定するインターネッ ト異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結 びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れ の医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で 販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (15)当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそ のおそれのある行為。
- (16)第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様にお いて本サービスを利用する行為、またはそのおそれのあ
- (17)当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気 通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行 為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコ ンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるい は態様において本サービスを利用する行為、及びそれら の行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類 似する行為。
- (18)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メー ル(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信 する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのお それのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メー ル」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (19)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するある いはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サー ビスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、また はそのおそれのある行為。
- (20)第三者の通信環境を無断で国際電話等の高額な通 信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコン ピュータ・プログラムを配布する行為。
- (21)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄 し、または消去する行為。
- (22)他人のIDを不正に使用する行為、あるいはそれに類 似する行為。
- (23)ひとつのIDを重複して同時にログインする行為。
- (24)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に 反する方法あるいは態様において本サービスを利用する 行為。
- (25) 当社から書面による承諾を得ることなく、本サービス を第三者に対して電気通信役務として提供する行為。
- (26)NTTまたは通信キャリア設置にかかる端末設備また は電気通信設備を取りはずし、変更し、分解し、もしくは 3.本条第1項に基づき本サービスの契約を解除されたこ 損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡する 行為。
- (27)故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふく そうを生じさせるおそれがある行為。
- (28)故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通 信の伝送交換に妨害を与える行為。
- (29)本約款に基づき設置された電気通信設備を最良な 管理者の注意をもって保管し、当社が認めた場合を除 き、他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- 2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイ トヘリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果と して同等となる行為を含みます。

## 第32条(付加サービスの提供)

- 1. 当社は、契約者から請求があったときは、別記に規定す る付加サービスを提供します。ただし、付加サービスの提 3. 利用停止期間が2週間を経過した場合、当社からの契 供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困 難である等、当社の業務遂行上に支障があるときは、そ の付加サービスを提供できないことがあります。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本サービス利用料金その他 第38条(特殊詐欺における対応)

るおそれがあるときには、その付加サービスを提供しませ

#### 第33条(付加サービスの一時中断)

当社は、第13条に規定する本サービスの一時中断が あったときは、別途定める場合を除き、その付加サービス の利用の一時中断を行います。

#### 第34条(譲渡禁止)

当社及び契約者は、事前に相手方の書面による承諾を 得なければ、本約款に基づく権利または義務の全部また は一部を譲渡することができないものとします。

### 第35条(再委託)

当社は、本サービス提供のために必要な範囲において、以 下の全部または一部の業務を当社の審査基準に適合し た第三者に委託する場合があります。

- (1)本サービス利用料金の収納に関する業務。
- (2)本サービス利用料金の請求書印刷及び発行に関する
- (3)本サービスの提供に必要なシステム開発、保守、顧客 管理全般に関する業務。
- (4)その他、本サービスの提供に必要な業務全般。

#### 第36条(本サービス契約の解除)

- 1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに一つに該当 したとき、または該当する恐れがあると当社が認めたとき は、何らの通知・催告等をすることなく直ちに本サービス の契約を解除し、本サービスの提供を終了します。
- (1)本約款の定めの何れかに違反したとき。
- (2)本サービス申込書に虚偽の記載をしていたとき、また は第9条に基づく変更の届出を怠ったとき。
- (3) 本サービス利用料金その他の当社に対する債務の支 払を一度でも怠ったとき。
- (4)一括請求サービス約款に定める審査基準を満たさな い状態となったとき。
- (5)信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
- (6)自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなっ たとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
- (7)破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調 停の手続開始申立があったとき。
- (8)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立 を受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (9)故意または過失により当社、他の契約者またはNTT に損害を与えたとき。
- 2. 契約者は、前項に基づき本サービスの契約を解除され たときは当然に期限の利益を喪失し、本サービスが終了 するまでに生じる本サービス利用料金その他の当社に対 する一切の債務を直ちに支払うものとします。
- とによって契約者に発生した得べかりし利益等の損害に ついて、当社は一切の責を負わないものとします。

### 第37条(利用停止措置)

- 1. 当社は、契約者が前条第1項各号のいずれかに該当し た場合、インボイス光クロスファミリータイプを除き本サー ビスの利用を停止することができます。その場合におい (1)暴力的な要求行為。 て、利用停止を行ったこと、または、本条第3項によって本 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。 サービスの提供を終了させたことによって生じた損害等 について、当社は一切の責任を負わないものとします。ま た、利用停止期間中であっても、本サービス利用料金の 支払い義務は生じます。
- 2. 前項の利用停止措置の解除(本サービスが利用可能に なる状態のことをいいます)について、相当日数を要する 場合があります。
- 約解除通知、その他、何らかの通知・催告を要することな く、本サービスの提供を終了するものとします。

の当社のサービスの債務の支払いを現に怠り、または怠 1.当社は、各都道府県警察組織(警視庁および各道府県

警察本部)もしくは警察庁(以下、これらを総称して「警察 機関」という。)より、特殊詐欺(警察機関が定義する、被 害者に電話をかけるなどして対面することなく欺罔し、指 定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特 定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し 取る恐喝も含む。)をいい、定義が変更された場合は変更 後の定義を適用する。以下同じ。)に利用された「インボイ スひかり電話」に対し利用の停止要請があった場合、契 約者に対し何らの通知等をすることなく直ちに「インボイス ひかり電話」の利用停止(廃止)を行います。

- 2. 当社は前項の要請があった場合、第28条第2項第3号 に基づき警察機関に契約者に関する情報(契約者名、住 所、連絡先、担当者名など)を提供します。
- 3. 本条第1項による「インボイスひかり電話」の利用停止 (廃止)を行った契約者、もしくは警察機関から当社に対 し特殊詐欺に関係あるとして「インボイスひかり電話」の利 用停止の要請があった者と同一と見なされる者から、「イ ンボイスひかり電話」の申し込みがあった場合、当社は「イ ンボイスひかり電話」の申し込みを拒否することができる ものとします。
- 4. 本条第1項による「インボイスひかり電話」の利用停止 (廃止)を行った後、警察機関から利用停止(廃止)解除の 要請があった場合、当社は契約者に対し「インボイスひか り電話」の提供を、契約者の意思表明に基づき、再開しま す。なお、利用停止要請により電話番号は利用できなくな ることから、利用停止解除要請後の電話番号は、別番号 となります。また、再開まで通常より日数を要する場合が あります。
- 5. 当社は、本条各項によって契約者に発生した損害につ いて、一切の責任を負わないものとします。

#### 第39条(反社会的勢力の排除)

- 1. 当社及び契約者は、本契約締結日において、自らまた は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなっ た時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力 団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼ うゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以 下、これらを個別にまたは総称して「暴力団等」という。) に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号 のいずれにも該当しないことを確約します。
- (1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有 すること。
- (2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められ る関係を有すること。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的ま たは第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当 に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有 すること。
- (4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与 するなどの関与をしていると認められる関係を有するこ と。
- (5)その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を 有すること。
- 2. 当社及び契約者は、自らまたはそれぞれの役員もしく は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わない ことを確約します。

- (3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または 暴力を用いる行為。
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手 方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行 為。
- (5)その他前各号に準ずる行為。
- 3. 当社及び契約者は、相手方またはそれぞれの役員が、 暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしく は前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1 項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したと きは、催告を要しないで相手方への通知のみによって本 契約を解除することができるものとします。

4. 前項の場合、本契約を解除した当事者は、相手方また はその役員に損害が生じても、一切の責任を負担しない ものとします。また、本契約を解除された当事者は、相手 方に対して損害が生じたときは、相手方に対してその損 害を賠償するものとします。

#### 第40条(承諾の限界)

当社は、本約款において別段の定めがある場合を除き、 契約者から工事等の請求があったとき、その請求を承諾 することが技術的に困難なときまたは保守することが著し く困難である等、当社の業務遂行上に支障があるときは、 その請求を承諾しないことがあります。

#### 第41条(法令に規定する事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

## 第42条(協議解決)

当社は、本サービスの提供において生じた疑義または本約款に定めのない事項について生じた疑義について、契約者と誠実に協議し解決するよう努めます。

#### 第43条(免責事項)

- 1. 天災、事変その他の不可抗力、または本サービスの提供に関する提携事業者、物件管理者もしくは電気通信事業者の責に帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合、当社は、契約者が本サービスを利用できなかったことにより生じた損害、その他得べかりし利益の喪失について、損害賠償及びその他補償の責を負いません。
- 2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報について、その完全性、正確性、有用性について何ら保証しません。
- 3. 当社は、本サービスの利用に関連して当社が契約者に 対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な 過失に起因する場合を除き、損害賠償の範囲は、その契 約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、かつ、 その総額は、損害が生じた日が属する月に当社がその契 約者から受領すべき利用料金等の額を超えません。
- 4. 本サービスと接続する契約者のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウィルス感染、不正侵入、その他アタック等により、契約者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。
- 5. 当社は、本サービスにかかる電気通信設備その他のネットワーク接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

## 第44条(準拠法)

本規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

### 第45条(合意管轄)

契約者と当社との間における一切の訴訟については、日本国の裁判権に服し、東京地方裁判所をもって第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

### 附則

## 第1条(実施期日)

本約款は2025年4月1日から実施します。ただし、2025年3月31日時点の契約者については、2025年7月1日より実施します。なお、2025年3月31日時点の契約者のうち、2024年4月1日から2025年4月30日までの間に、当社が新規申込書を受領した契約者については、付加サービスに係る料金改定を除き、2026年4月1日より実施します。

※別紙 料金表・・・月額利用料(基本料)工事費(開通/ 移転/品目変更)4~12ページ参照

## インボイス光(プラン・仕様)

リモートサポート

日額利田料

	# 1/2.dx			最大通信速度(ベス	ストエフォート) *1	ユーザー	PPPoF基本	
ファミリータイプ ファミリーSタイプ*3 ファミリーNイスピードタイプ ファミリーバイスピードタイプ オガスピードがthWiFi*5 クロスファミリータイプ *3 *6		セスラインを複数の	お客様で共用していただきます)	下り(データ受信)	上り(データ送信)	インターフェイス	セッション数*2	
ファミリータイプ				100Mbps	100Mbps	100BASE-		
ファミリーSタイプ*3			10011003	10011003	TX/10BASE-T			
ファミリーハイスピードタイプ	最大1Gbpsのアクセ		200Mbps	NTT東日本エリア:100Mbps	1000BASE-	2		
ファミリータイプ ファミリーSタイプ*3 ファミリーNイスピードタイプ ファミリーバイスピードタイプ ファミリーギガスピードタイプ /ギガスピードwithWiFi*5 クロスファミリータイプ*3*6 概ね10 集合住 光配線プ マンションタイプ LAN配 集合住 マンション/バスピードタイプ マンションボガスピードタイプ /ギガスピードwithWiFi*5 #合住 光配線プ マンションギガスピードタイプ /ギガスピードwithWiFi*5 光配線プ					概ね1Gbps	T/100BASE- TX/10BASE-T		
クロスファミリータイプ *3 *6	概ね10Gbpsに対応	したアクセスラインの	)サービス	概ね10Gbps	概ね10Gbps	10GBASE-T	2	
	集合住宅における最大1Gbpsのアクセスラインのサービス							
	光配線方式		マンション等の構内環境によって、 光配線方式・VDSL方式・LAN配 線方式のいずれかを提供します	-				
	VDSL方式	ミニ、プラン1、プ ラン2		100Mbps				
	LAN配線方式	772			100Mbps	100BASE- TX/10BASE-T		
	集合住宅における最大	大100Mbpsのアク	セスラインのサービス			TA/TOBASE T		
	VDSL方式	ミニB、プラン	マンション等の構内環境によって、				2	
	LAN配線方式	1B、プラン2B	VDSL方式・LAN配線方式のいず				_	
フンド・コン・ハノフレー ドカノゴ	集合住宅における最大	大1Gbpsのアクセス	ラインのサービス	200Mbps	NTT東日本エリア:100Mbps			
マンションバリスヒード・ティン	光配線方式	ミニ、プラン1、プラ	ラン2	*4	NTT西日本エリア:200Mbps	1000BASE-		
	集合住宅における最大	大1Gbpsのアクセス	ラインのサービス	#IT+0.1.Clause	HIT to 1 C b	T/100BASE- TX/10BASE-T		
クロスファミリータイプ *3 *6 マンションタイプ マンションハイスピードタイプ マンションギガスピードタイプ /ギガスピードwithWiFi *5	光配線方式	ミニ、プラン1、プラ	ラン2	- 概ね1Gbps	概ね1Gbps			
ひかり電話ネクスト・ネクストプラス	インターネット接続不	可の電話のみのサー	ビス	-	_	_	_	

- \*1 最大通信速度とは、お客さま宅内に設置する回線終端装置からNTT東西設備までの間における技術規格上の最大値であり、お客さま宅内での実使用速度を示すものではありません。インターネット利用時の速度は、お客さまのご利用環境、回線の混雑状況、集合住宅の場合は当該建物の伝送方式等により大きく低下する場合があります(以下、同等の事を示しており、注釈を省略します)。
- \*2 基本セッション数とは、イーサネット上に張ることのできるPPPセッション数の最大値のことです。クロスを除き、NTT東西へ「フレッツセッションプラス」をお申込みいただくことで、最大5まで増やせます。
- \*3 一部ご利用できないサービスがあります。インボイス提供のサービスのうち、ファミリーSは「インボイスひかり電話オフィス/オフィスプラス」が利用不可です。また、NTT東西直接提供のサービスのうち「フレッツVPNワイド/VPNゲート」「地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービス」「オフィスネットおまかせサポートサービス」「フレッツ・ソフト配信サービス」「フレッツキャストのマルチキャスト通信」「光ステーション」が利用不可です。さらに、NTT西日本エリアのインボイス光クロスファミリーは、NTT西日本提供の「フレッツ・テレビ」をご利用いただけません。
- \*4 セッションあたりの最大通信速度であり、インターネット(IPv6 IPoE)での通信を行う場合、最大概ね1Gbpsとなります。最大概ね1Gbpsについては、インターネット(IPv6 IPoE)での通信(IPv6アドレスに対応したウェブサイトの閲覧など)に限られます。
- \*5 宅内無線LAN(Wi-Fi)アクセスポイントを予めご利用いただける状態でご提供します。NTT東日本エリアのみでのご提供です。
- \*6 IPoEでのIPv6アドレスの割り当て方式は、DHCPv6-PDです(それに非対応の機器をONUに接続しても通信不可)。なお、専用ルーター配下であればRA方式でIPv6アドレスの割り当てが可能です。

インボイ	ス光(料金 🧦	税込)※工事費関係は主要項目を掲載		単位	料金:円
		ファミリータイプ/ファミリーハイスピードタイプ		回線	5,500
			2025年4月1日~2025年6月30日	回線	3,300
		ファミリーSタイプ※7	2025年7月1日~2025年9月30日	回線	4,400
インボイス光			2025年10月1日以降	回線	5,500
		ファミリーギガスピードタイプ		回線	5,500
		NTT東日本エリア:ファミリーギガスピードwithWiF	回線   5,500   2025年4月1日~2025年6月30日   回線   3,300   2025年7月1日~2025年9月30日   回線   5,500   三/500   三		
インボイス光 NT		クロスファミリータイプ		回線	5,500
			≅=/≅=B	回線	4,235
	月額利用料  NTTT東日本エリア NTTT西・西日本エリア NTTT東日本エリア NTTT東日本エリア NTTT西のアンコン PC NTTTの日本 対象 が表現のでは、 対象 を表現のでは、 対象 を表現のでは、 はいます。 はいまするはいます。 はいまするはいます。 はいまするはいます。 はいまするはいまするはいまするはいます。 はいまするはいまするはいまするはいまするはいまするはいまするはいまするはいまする	マンションタイプ/マンションハイスピードタイプ	プラン1/1B	回線	3,575
	月額利用料		プラン2/2B	回線	3,135
	「ス光 NTT東日本エリア NTT東・西日本共 NTT東・西日本共		2	回線	4,235
		マンションギガスピードタイプ	プラン1	回線	3,575
インボイス光 NTT東日本エリア NTT東日本エリア NTT東・西日本エリア NTT東・西日本エリア NTT西日本エリア NTT西日本エリア タッチ数料等 新規開通工事		プラン2	回線	3,135	
		NTT=D+TUDAZ.	<b>\$</b> _	回線	4,565
		NTT東日本エリアのみ: マンションギガスピードwithWiFi	プラン1	回線	3,905
		(2222 ) JANE 1 WILLIAM	プラン2	回線	3,465
		クロスマンションタイプ		回線	5,500
クロスマンションタイプ ひかり電話ネクスト ひかり電話ネクストプ: ハTT東日本エリア:ルーター(ホームゲート' NTT東日本エリア:ルーター(ホームゲート' NTT東・西日本共通:クロスファミリー・マン 対応ルーター NTT東日本エリア:ひかり電話対応ルーター NTT西日本エリア:ひかり電話対応ルーター	ひかり電話ネクスト		回線	2,640	
		ひかり電話ネクストプラス		回線	3,740
17/\(\)1/\(\)1/\(\)1	NTT東日本エリア:	:ルーター(ホームゲートウェイ)月額利用料	ルーター本体(無線LAN付)	機器	330
	NTT西日本エリア:	:ルーター(ホームゲートウェイ)月額利用料	ルーター本体	機器	495
	NTT東·西日本共通	機器	550		
	NTT東日本エリア:	機器	330		
	NTT西日本エリア:	機器	110		
	ノートパソコン PC	機器	110		
	NTT西日本エリア:	:セキュリティ対策ツール(1ライセンス クロスファミリ-	-除<)	回線	無料
	±71√/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-11/-1-1	新規		回線	880
	<b>突約于奴科寺</b>	転用・事業者変更(転用前と転用後でタイプが異なる	場合は品目変更工事費が別途必要)	回線	1,980
		工事業者派遣あり(屋内配線新設する場合)	ファミリー	回線	22,000
		工事未有派追の9(座内配稼利改9の場口)	マンション	回線	22,000
		配線ルート構築工事	同日に開通工事等を実施	工事	15,400
	/移転工事費	1000000000000000000000000000000000000	別日に工事を実施	工事	29,700
		工事業者派遣あり(屋内配線新設しない場合)	ファミリー・マンション共通	回線	11,660
		工事業者派遣なし	ファミリー・マンション共通	回線	
		ファミリーシリーズ内でのタイプ変更	工事業者派遣あり	回線	11,160
	口口亦正工事典	(宅内状況・工事内容によって新規と同じ場合あり)	工事業者派遣なし	回線	3,300
	而日发史工事質	マンション⇒ファミリー		回線	22,000
		ファミリー⇒マンション、マンションのVDSLから光配	線への変更(除くNTT都合での変更)	回線	22,000
	短期開通工事費(N	ITT東日本エリアのみ。派遣あり工事費に加算。時刻指	定や夜間帯・深夜帯の工事は不可)	工事	22,000
		月額利用料(本サービスを新規契約した同じ月に、	ファミリーシリーズ用	回線	3,168
		解約をすることは出来ません)	マンションシリーズ用	回線	2,112
インボイス7-	フボイス光	月額利用料(本サービスを新規契約した同じ月に、	ファミリーシリーズ用	回線	1,925
出張修理サー		解約をすることは出来ません)	マンションシリーズ用	回線	1,925

NTT東日本エリアの回線は「フレッツ・v6オプション」相 当の機能が標準で利用可能です。NTT西日本エリアの 回線回線は、2021年5月21日以降に新設、移転、品目 変更、転用、事業者変更の工事などを行っていない回 線については、別途申し込みが必要となる場合がありま す。「プロバイダ経由での申し込みも可能です」。

※フレッツ光ネクストファミリー・マンション以外のサービスからインボイス光に転用する場合、品目変更工事費が発生します。なお、屋内配線を新設する場合は、新規開通工事費が適用されます。

※工事費は平日昼間(9時~17時)の場合の金額です。 工事費の詳細は、5ページをご確認ください。

※インボイス光を新設の場合、基本的に工事費を分割でご請求させていただきます。移転の場合は、一括でのご請求となります(新設の分割工事費残がある場合は、その残債も含め一括でご請求させていただく場合があります)。なお、事業者変更含め解約の場合は、残債を一括でご請求させていただきます。〔分割例(2024年2月1日以降に弊社よりNTT東西へ手配を行った分から)東日本エリア、西日本エリア、ファミリー、マンション(屋内配線が有る場合):733円×29回、分割請求最終月743円×1回(課税対象外)、(屋内配線が無い場合):388円×29回、分割請求最終月408円×1回(課税対象外)。2024年1月31日以前に弊社よりNTT東西へ手配を行った分)。東日本エリア、西日本エリア、ファミリー:660円×30回(課税対象外)、マンション550円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円)に対していたでは、200円×30回(第200円)に対していたでは、200円)に対していたでは、200円)に対していたがでは、200円)に対していたがでは、200円)に対していたがでは、200円がでは、200円)に対していたがでは、200円がでは、20

※インボイス光回線でNTT24時間出張修理オプション を利用中の場合、インボイス24時間出張修理サービス への変更には転用手続き費用として税込1,980円が別 途必要です。

※7 ファミリーSタイプは2025年3月31日にサービス終了いたしまた。 2025年3月31日時点で「解約」もしくは「インボイスが提供する他の光サービスへの移行工事」が完了されていない回線を対象として、サービスがご利用できなくなる状況を避けるため、2025年4月1日をもって「インボイス光ファミリータイプ/マンションタイプ」へお客さま手続き不要で自動移行いたします。 なお、自動移行した回線について、お支払額の上昇を抑えるため、2025年4月1日から2025年9月30日の期間において、「インボイス光ファミリータイプ/マンションタイプ」の月額利用料を割引して提供します。

回線

550

ンファ	ハスボ・ひかり	電話イソスト(光四線部分※電	話関係は別記	<del>上事</del> 貫計쐔 柷込 <i>)</i>	夜間·深夜 等工事割		NTT東日本エリア		NTT西日本エリア	r .
		項目		補足	増対象		料金	備考	料金	1
		契約料		新設工事時のみ発生	対象外	回線	880		880	)
	基本工事費	派遣あり		派遣なしの利用場所でも、ひかり電話等の	対象	工事	8,250	分割	8,250	) 4
	エインデス	派遣なし		工事で派遣が必要な場合派遣ありに変更	不可	工事	2,200	分割	2,200	
		交換機等工事費		\	対象	回線	1,100	分割	1,100	
		回線終端装置工事費		派遣ありの場合必須	対象	回線	2,310		2,310	)
		短期開通工事費		派遣ありのみ 時刻指定・夜間・深夜の工事不可	不可	工事	22,000		22,000	)
新設		ファミリーシリース	ς	屋内配線の新設が不要な場合は不要	対象	回線	10,340		10,340	)
多転	屋内配線工事費	マンションシリース	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	屋内配線の新設が不要な場合は不要	対象	回線	10,340		10,340	)
工事	配線ルート	開通工事と同日に工事を実	施する場合	NTTが必要に応じて実施		工事	15,400		15,400	)
	構築工事費	開通工事と別日に工事を実施	施する場合	NTTが必要に応じて実施		工事	29,700		29,700	)
	ホームケートウェイ 設置工事費 [任意]	ファミリーシリーズ、、マンションシリーズ	設置工事費	派遣ありのみ 機器の設置		工事	0		1,650	)
	工事後 工事	基本作業料		3回線まで。時刻指定工事との併用不可	対象	設場	6,600		6,600	)
	結果報告[任意]	4回線以上時の追加	  料		対象	回線	1,980		1,980	-
	事前 構内ルート	構内・字内光回線軟設川,-		敷設経路有無の調査と結果報告	対象	ルート	14,300		14,300	,
	調査費[任意]			(構築工事なし)			•		-	4
				屋内配線工事不要の場合でも	対象	ルート	3,300		3,300	,
	基本工事費	派遣あり		顧客要望で対応	対象	工事	8,250		8,250	)
	±1-350	派遣なし		屋内配線工事不要の場合、基本的に派遣なし	不可	工事	2,200		2,200	)
		交換機等工事費			対象	回線	1,100		1,100	)
		回線終端装置工事費		派遣ありの場合必須	対象	回線	2,310		2,310	)
		短期開诵工事費		派遣ありのみ	不可	工事	22,000		22,000	)
		T	いぬカスのかっ。ナエ	時刻指定・夜間・深夜の工事不可		-7				4
目記				屋内配線工事不要のため	110		0		0	+
変更 に事	屋内配線工事費			派遣ありのみ	対象	回線	10,340		10,340	)
上事		契約料		派遣ありのみ	対象	回線	10,340		10,340	)
		ファミリーシリーズ、マンションシリーズでの設置のみ	設置工事費 [任意]	派遣ありのみ 機器の設置		工事	1,650		1,650	)
	ホームゲートウェイ設置	関目	ホームケ゛ートウェイ	with Wi-Fiタイプを除く		工事	1,100		未提供	Ł
	取り外し工事費		基本工事費 ホームケ゛ートウェイ							
			機器工事費	with Wi-Fiタイプを除く		機器	1,100		未提供	ŧ
	工事後 工事			3回線まで。時刻指定工事との併用不可		設場	6,600		6,600	)
	結果報告 [任意]	4回線以上時の追加	料			回線	1,980		1,980	)
用休	止·利用一時中断	基本工事費				工事	2,200		2,200	)
川一	時中断解除	交換機等工事費				回線	1,100		1,100	)
-, .	ッツ・V6オプション	基本工事費				工事	_		2,200	)
)V:	77.464 7937	交換機等工事費				回線			1,100	)
		廃止		廃止日当日はサービス利用不可			0		0	)
	事業者変更に	こよる解約(事業者変更承諾番号発行手	<b>三数料</b> )	C0、CA、C1、CWは無料		回線	3,300		3,300	)
			割増料				0		0	)
		工事を開始し、工事が完了した場合)	時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定		工事	12,100		12,100	)
		売問工車/17·00~21·50の問に	割増料			工事	(工事費合計-1,100円)		(工事費合計-1,100円)	)
		工事を開始し、工事が完了した場合)	D3*B4T				×1.3+1,100円		×1.3+1,100円	}
	平日工事		時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	)
			thirtigals)				(工事費合計-1,100円)		(工事費合計-1,100円)	,
			割増料			工事	×1.6+1,100円		×1.6+1,100円	3
派遣		工事を開始し、工事が元」した場合/	時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33.000	)
あり		基本加算料			対象外	工事	3,300		3,300	)
工事 加算			割増料			工事	0		0	+
川昇 関係		工事を開始し、工事が完了した場合)	時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	+
ひか			-1VIII LIVIII (IT/2/]	MINITARI COOL CILLE	7.185/F	上于				+
り電	土日休日工事	夜間工事(17:00~21:59の間に	割増料			工事	(工事費合計-1,100円) ×1.3+1,100円		(工事費合計-1,100円) ×1.3+1,100円	
話が	(元日除く)	工事を開始し、工事が完了した場合)	性和松克斯 5.7(47)	BBMALL ケロナヘヘハードウ	JJA U					4
ある 場合			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	$\dashv$
<sub>勿口</sub> ま、9		深夜工事(22:00~翌8:59の間に	割増料			工事	(工事費合計-1,100円)		(工事費合計-1,100円)	
<b>~</b> —		工事を開始し、工事が完了した場合)					×1.6+1,100円		×1.6+1,100円	4
ブの			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	$\dashv$
亥当 箇所		基本加算料			対象外	工事	3,300		3,300	)
照。		品問丁車(Q⋅00~.16⋅50の門)=	割増料			工事	(工事費合計-1,100円)		(工事費合計-1,100円)	
訓線		工事を開始し、工事が完了した場合)	H7-811				×1.3+1,100円		×1.3+1,100円	1
建止	[#m <del>z</del> ]		時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	)
L事 +か+	【使用不可】 年末年始工事						(工事費合計-1,100円)		(工事費合計-1,100円)	,
対外)	(12月29日	夜間工事(17:00~21:59の間に 丁事を開始し、丁事が完了した場合)	割増料			工事	×1.3+1,100円		×1.3+1,100円	
~/17	~1月3日)	上字でm知し、上字が元 J Uに場合)	時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	,
			こうべい日本で付 [北次]	西州は中町ののカで目化	71,781,17	上尹				+
		深夜工事(22:00~翌8:59の問に	割増料			工事	(工事費合計-1100円)		(工事費合計-1,100円)	
		工事を開始し、工事が完了した場合)					×1.6+1100円		×1.6+1,100円	1
			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	)
						_				- 1
	加算(工事費合	】 計額※が¥31,900を超える場合は¥3	1,900までごと							T

# インボイス光(ひかり電話・ひかり電話ネクスト料金単位:円税込) 下記に加え、ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料(令和3年7月より関係法令に基づく期間)が電話番号単位で発生します

	<b>-</b> ( - : - : - : - : - : - : - : - : - : -			, , ,	-7587 41		110.000	11(141114   173017174	7,112,121-12 (7,41-3) 1 (2,11)	ш 5 г ш 4.	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	サービ	ス	単位	(通常プラン)	プラス	オフィス	オフィスプラス	インデ	ドイスひかり電話全プ	ラン共通	
インボー	イスひかり電話 基	本チャネル(ch)数	-	1ch	1ch	3ch	1ch		付加サービス月額利用	田料	
インボイスひかり	ノ電話 最大チャネ	ル(ch)数と最大番号数 *1	-	2ch 5	番号	8ch32番号	32ch7000番号		ービス	単位	金額
インボイス	ひかり電話 基本月	額利用料 *2、*3、*4	回線	550	1,650	1,430	1,210	,		着信課金	
/>. # / ¬ <> + \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	インボイスひかり	ファミリー *2	回線	無米	<b>¥</b>	-	-		基本料	番号	1,100
インボイスひかり 電話対応ルータ	電話対応ルータ	マンション	回線	220 (NT	T東のみ)	-	-		複数回線管理機能	着信課金	1,100
月額利用料	無始」	ANカード利用料	回線	330(東	[日本)				汉外口小小日子水市	番号	1,100
7 3 DX 1 371341	無称口	AN77—1777/11747	山脉	110(西	日本)		_		発信地域振分機能	着信課金番号	385
		4チャネル用	装置	-	-	-	1,100		話中時迂回機能	迂回グ	880
インボイス	ひかり電話 プ対応アダプタ	8チャネル用	装置	-	-	-	,650		<b>百中时廷凹版</b> 化	ループ	860
(アナログ/ISDN	のPBXなどを接続	23チャネル用	装置	-	-	-	5,940	インボイス着信側課金サービス	着信振分接続機能	振分グ ループ	770
するための機能	器)月額利用料	32ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	1,100	削誄並リーに入		70 5	
		300ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	5,940		受付先変更機能	番号	715
	1 - 11 11 1	トンバー表示サービス	回線	440	無料	1,320	無料		時間外案内機能	田与	713
インボイフ インボイフ	-・リクエスト(要ナンバー表示契約)	回線	220	無料	660	無料		カスタマコントロー	*==^		
	割込電話サービス	回線	330	無料	不可	不可		ル機能	着信課金番号	無料	
	転送電話サービス	番号	550	無料 *6	550	無料			着信課金		
		と感電話拒否サービス	回線/番号	220	無料 *6	220	無料		特定番号通知機能	番号	110
		着信お知らせメール	番号	110	無料 *6		110	インボイスひかり	全国利用型	番号	16,500
/>.+*/¬<.+\/\		FAXお知らせメール	番号	110	不可 *6	110	不可	電話#ダイヤル	ブロック内利用型	番号	11,000
インボイスひかり 電話付加サービス	インボイス	追加番号サービス	番号			110		インボイス デ	ータ伝送サービス	番号	無料
月額利用料	インボイス 衫	复数チャネルサービス	チャネル	220(2025		440	1,100	インボイス指定電	話番号着信サービス		
	( )			440(2025			- del	発着信制御利用	料	番号	550
		2額(利用には条件があります)	チャネル	440	不可	440	無料	インボイス指定	1ブロックプラン	回線	110
インボイス グループ通話	基本利用料	回線		不可		3,850	電話番号着信	5ブロックプラン	回線	550	
	サービス	追加利用料	番号		不可		2,200	サービス(*4)	25ブロックプラン	回線	1,650
	インボイス テレ	アンドマ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	-			無料		許可番号リスト	50ブロックプラン	回線	2,200
		一括転送	回線		不可		3,300	利用料	600ブロックプラン	回線	11,000
	故障	·回復通知機能	回線		不可		3,300				
電話帳(	タウンページ/ハロー	-ページ)重複掲載料	番号&掲載先			550					

- \*1 インボイスひかり電話オフィスプラスの最大チャネル数は、利用の回線種類がマンションシリーズの場合、8chに制限されます。また、ファミリーSタイプ、ひかり電話ネクストはオフィス・オフィスプラスをご契約できません。
- \*2 請求明細上、機器使用料220円が表示される場合がありますが、その場合は基本料が同額減額され、合計では変わりません。
- \*3 インボイスひかり電話プラスの月額利用料には、税込528円分の無料通話(固定電話への通話が対象)が付いています。なお、日割りはありません。
- \*4 ひかり電話ネクスト、ネクストプラスご契約の場合は、インボイスひかり電話基本月額使用料は必要ありません。
- \*5 NTT東日本エリアでひかり電話をBフレッツで使用開始し、後にフレッツ光ネクストに変更したひかり電話において、テレビ電話・高音質電話・データコネクト・ひかり電話#ダイヤル・コールセレクト(インボイス指定電話番号着信サービス)が使用できない場合があります。インボイス光へ転用後も、その制限を引き継ぎます。使用可能にするには、変更作業が必要です。ご利用のひかり電話対応ルーターがテレビ電話などに未対応の機種の場合、交換作業が必要となり、業者派遣ありの工事費が発生します。

## インボイス光(ひかり電話・ひかり電話ネクスト 工事料金 単位:円 税込) ※主要項目を掲載

			単位	(通常プラン)			オフィスプラ	
基本工事	業者派遣あり	(光回線を同時に新設工事する場合は不要)	工事		8,	250		
費	業者派遣なし	,	工事		2,	200		
	基本機能		回線	1,100				
	発信者番号通	<b>通知の変更を行う場合</b>	番号		7	70		
	ひかり電話フ	プラス申込み(ひかり電話と同時申込みの場合、基本工事費を減額)	回線	-	1,100	-	-	
		インボイス ナンバー表示サービス※	回線		1,	100		
		インボイス ナンバー・リクエスト※	回線		1,	100		
	インボイスひ	インボイス 割込電話サービス※	回線	1,100	)	不可	不可	
	かり電話付	インボイス 転送電話サービス※	番号		1,	100		
交換機等	加サービス	インボイス 迷惑電話拒否サービス	回線/番号		1,	100		
工事費	(※:インボイ	インボイス 着信お知らせメール※	番号		1,100			
:	スひかり電話 を新規で申し 込む際に同時	インボイス FAXお知らせメール※	番号		1,	100		
		インボイス 追加番号サービス	番号	770 🤄	<b>※</b>		770	
	に加入の場合	インボイス 複数チャネルサービス※	回線		1,	100		
	は不要)	インボイス ひかり電話#ダイヤル	工事		1,	100		
16		グループ通話定額	-	無料	-	無料	-	
		インボイス グループ通話サービス※	回線	_	-	-	1,100	
	同番移行(NT	T東西発行固定電話番号からの移行が対象)	番号		2,200			
	ひかり電話	設置費(ONU内蔵型で光回線の終端装置設置を同時実施時は不要)	装置	1,650	)	-	-	
	対応ルータ	設定費	装置	1,100	)			
		4チャネル用	装置	-	-		8,800	
機器工事	+7 /7 /7 /	8チャネル用	装置	-	-	1	0,450	
費	オフィスタイ プ対応アダ	23チャネル用	装置	_	-	_	17,600	
	プタルアタ	32ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	14,300	
		300ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	17,600	
		既設アダプタの設定変更 *6	装置	-	-	-	5,280	
		基本工事費	工事		2	200		
利田休止.	利用一時中	契約者回線番号または追加番号	番号			70		
TITAL CLASS	4.00 Ed. C.	スポコローが出ってにたといまって	ш.л		,	, 0		

基本工事費工事2,200利用休止・利用一時中契約者回線番号または追加番号番号770断・利用一時中断解除迷惑電話拒否・着信/FAXお知らせ・#ダイヤル番号1,100上記以外回線1,100

\*6 無料の対象は主契約番号のみで、追加番号は有料(金額は他プランと同じ)です。また、転送電話サービスとFAXお知らせメールは排他関係で、インボイスひかり電話プラスでも転送電話サービスを利用しない場合は、FAXお知らせメールを利用可能間(税込110円)。工事費は平日昼間(事や17時)の場合の金額です。工事費の詳細は8~9ページをご確認ください。

\*7 工事内容によっては5,280円の 定額ではなく、工事作業時間10分 毎に税込1,705円でご請求させて いただく場合があります。

インボイス光(インボイスひかり電話通話料	税込
<isdnを利用した通話(g4fax、国際isdn)は出来ま< td=""><th>せん&gt;</th></isdnを利用した通話(g4fax、国際isdn)は出来ま<>	せん>

<isdnを< th=""><th>利用した通話(G4FAX、国際ISDN)</th><th>ナ中本キサケン</th><th>  ] ] ] ]   ] ] ] ] ] ] ]</th><th></th><th></th><th></th></isdnを<>	利用した通話(G4FAX、国際ISDN)	ナ中本キサケン	] ] ] ]   ] ] ] ] ] ] ]			
\IDDI\e	刊のに延品(は4172代 国際18011)	<u>ашла стог</u>	日本全国	県内通話	県外通話	*
	固定電話への通話 *1 *2		8.8円/3分	6.6円/3分	11円/3分	
	回足电码/10/超码 *1 *2	同一NTT登録者名グループへの通話	- 無料 (N	ITT東西をまたぐ:	場合を除く)*6	
		グループ 1-A	17.6F	9/60秒		1.
音声	携帯電話への通話	グループ 1-B	17.6F	9/60秒		*
日円		グループ 1-D	17.6F	9/60秒		1
	050IP電話への通話	グループ 2	11.55	円/3分		
	100米海託	104(番号案内 案内毎課金)	同月1回目66円、2回目以	降99円(23~8	8時一律165円)	
	100番通話	117(時報)・177(天気予報)	固定電話へ	の通話と同じ		*
データコネクト		利用帯域:64Kbpsまで	1.1円	/30秒		
	データコネクト対応機器からデータコネク ト対応機器へのデータ通信	利用帯域:64Kbps超~512Kbpsまで	1.65F	9/30秒		
*3*4 *5	1 AJAGIQUE COST DIZE	利用帯域:512Kbps超~1Mbpsまで	2.2円	I/30秒		*
テレビ	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応	利用帯域2.6Mbpsまで	16.5	円/3分		
電話	機器へのテレビ電話通信*2	利用帯域2.6Mbps超	110F	円/3分		
その他	上記以外の通信*2(音声・データコネクト・テ	利用帯域2.6Mbpsまで	16.5	円/3分	·	
*3 *5	レビ電話を複数同時利用した場合*4等)	利用帯域2.6Mbps超	110F	月/3分		

利用帯域2.6Mbps超

33円/60秒

※PHSは、2021年1月末で停波(サービス終了)しました。

からの通話

- \*1 電話番号が0AB~J番号帯への通話が対 象です。
- \*2 インボイスひかり電話プラスの月額利用 料に含まれる通話料分の対象通話先とな ります。ただし、「災害募金番組」への通話 は対象外となります。
- \*3 利用帯域の合計に対して適用します。
- \*4 データコネクトを複数同時利用した場合、 合計利用帯域が1Mbps超~2.6Mbpsま で は16.5円 /3分、2.6Mbps超 は110 円/3分となります。
- \*5 NTTのNGNに接続する回線でご利用の ひかり電話のみお使いいただくことができ
- \*6 インボイスひかり電話において、グループ が組まれていることが無料の条件です。グ ループが組まれていない、もしくはグルー プ外の番号の場合や、NTT東西をまたぐ 場合は無料の対象外です。グループを組 むには、グループ内に「インボイスひかり電 話オフィス」もしくは「インボイスひかり電話 オフィスプラス」のご利用が1つ以上あるこ とが条件です。

1-1	ボイフ 坐(	インボイスひかり電話	
			通常プラン
有沿	i跊並り一l	ビス通話料 税込)	日本全国
	固定電話	ひかり電話各プラン	8.8円/3分
	からの通話	ひかり電話オフィスプラスを 契約時に選択可能	県内6.6円/3分 県外11円/3分
音声	携帯電話	グループ 1-A	17.6円/60秒
	からの通話	グループ 1-B	17.6円/60秒
	公衆電話	県内	22円/60秒

県外

## グループ1の事業者名は以下の通りです。

110円/3分

(通常)・オフィオフィス

オフィスプラス1

区分	当社と接続する事業者様名
グループ1-A	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ワイモバイル(ソフトバンク㈱)
グループ1-B	沖縄セルラー電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱
グループ1-D	(株工ヌ・ティ・ティ・ドコモ(ワンナンバー機能により着信させる場合)

グループ2の事業者名は以下の通りです。

区分	当社と接続する事業者様名
グループ2	㈱STNet、㈱QTnet、㈱オプテージ(旧ケイ・オプティコム)、ソフトバンク㈱、中部テレコミュニケーション㈱、㈱トークネット、楽天モバイル㈱(楽天コミュニケーションズ、旧フュージョン)、㈱エネコム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、楽天モバイル㈱(楽天コミュニケーションズ、旧パワードコム)、ZIP Telecom㈱、アルテリア・ネットワークス㈱、Coltテクノロジーサービス㈱、㈱アイ・ピー・エス、㈱コムスクエア、㈱ハイスタンダード

## インボイス光(インボイスひかり電話 国際通話料 1分あたり 免税 主要国のみ掲載)

地域	国·地域名	国番号	通話料	地域	国·地域名	国番号	通話料	地域	国·地域名	国番号	通話料
アジア	タイ王国	66	45円		ベルギー王国	32	20円		エジプト・アラブ共和国	20	75円
	マレーシア	60	30円		フランス共和国	33	20円	アフリカ	南アフリカ共和国	27	75円
	インドネシア共和国	62	45円		スペイン	34	30円	7 2.773	モロッコ王国	212	70円
	フィリピン共和国	63	35円		ハンガリー共和国	36	35円		ケニア共和国	254	75円
	シンガポール共和国	65	30円		イタリア共和国	39	20円		アメリカ合衆国	1	9円
	大韓民国	82	30円		スイス連邦	41	40円		カナダ	1	10円
	ベトナム社会主義共和国	84	85円		オーストリア共和国	43	30円		ペルー共和国	51	55円
	中華人民共和国	86	30円		英国(イギリス)	44	20円	アメリカ	メキシコ合衆国	52	35円
	香港	852	30円		デンマーク王国	45	30円		アルゼンチン共和国	54	50円
	マカオ	853	55円		スウェーデン王国	46	20円		ブラジル連邦共和国	55	30円
	台湾(中華民国)	886	30円	欧州	ポーランド共和国	48	40円		チリ共和国	56	35円
	インド	91	80円		ドイツ連邦共和国	49	20円		ハワイ	1	9円
	ミャンマー連邦共和国	95	90円		トルコ共和国	90	45円		オーストラリア連邦	61	20円
	クウェート国	965	80円		ポルトガル共和国	351	35円	オセアニア	ニュージーランド	64	25円
	サウジアラビア王国	966	80円		アイルランド共和国	353	20円		サイパン	1-670	30円
	アラブ首長国連邦	971	50円		フィンランド共和国	358	30円		グアム	1-671	20円
	イスラエル国	972	30円		ブルガリア共和国	359	80円		インマルサット-B-HSD/エアロ	870	700円
	イラン・イスラム共和国	98	80円		ウクライナ	380	50円		インマルサット-BGAN/FBB	870	209円
欧州	ロシア連邦	7	45円		セルビア共和国	381	120円	その他	インマルサット-フリート	870	209円
	ギリシャ共和国	30	35円		クロアチア共和国	385	101円		イリジウム	881-6、881-7	250円
	オランダ王国	31	20円		チェコ共和国	420	45円		スラーヤ	882-16	175円

<ISDNを利用した通話(G4FAX、国際ISDN)は出来ません。上記以外の通話先については、お問合せください>

## インボイス光(ひかり電話 通話可能な番号)

## 下記番号への通話が可能です。

固定電話(OAB~J 例:03-3210-XXXX) 国際電話(010+国番号+相手先電話番号) 携帯電話(090/080/070~) 緊急通報(110/118/119) IP電話(050~) 番号案内 時報 電報 天気予報 災害伝言(171) テレドーム(0180~) フリーダイヤルなど着信課金番号への通話※(0120/0800~ NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、Fusion、ARTERIA、NTT東西提供分) ナビダイヤ ル※(0570~ NTTコミュニケーションズ提供分)消費者ホットライン(188) 児童相談所全国共通ダイヤル(189) ※着信側でひかり電話の着信規制が入っている場合は、おかけできません

## 上記以外の番号(下記例)には、通話できません。

ンファ	ボイス光(インボイ	項目	事費詳細 その1 税込)	補足	夜間·深夜 等工事割	- 単位	NTT東日 料金	備考	NTT西日本 料金	ſi
	基本工事費	派遣あり		オフィスタイプ対応アダプタ使用時は選択不可	<del></del>	工事	0		0	_
	交換機等工事費	派遣なし		オフィスタイプ対応アダプダ使用時は選択不可	不可 対象	工事 回線	1,100		0 1,100	_
	入风风寸工于兵	インボイス ナンバー表示サー	ビス		735	回線	0		0	_
		インボイス ナンバー・リクエス	<b>.</b> F			回線	0		0	
		インボイス 割込電話サービス				回線	0		0	_
		インボイス転送電話サービス			++6-	番号	1 100		1 100	_
		インボイス 迷惑電話拒否サーインボイス 着信お知らせメー			対象	回線/番号	1,100		1,100 0	_
		インボイス FAXお知らせメー				番号	0		0	
	インボイスひかり電話 付加サービス		ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0		0	_
	יווונין – בא		ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	_
		インボイス 複数チャネルサー			+10-	回線	0		0	_
		インボイス ひかり電話#ダイインボイス テレビ電話	ヤル		対象	工事	1,100		1,100 0	_
		インボイス 高音質電話				-	0		0	
七回		グループ通話定額				-	0		0	
初		インボイス グループ通話サー	·ビス	ひかり電話オフィスプラスのみ利用可能		-	0		0	
設	アナログ/ISDN回線な	などからの同番移行		NTT東西発行の固定電話番号からの移行が対象		番号	2,200		2,200	
事		継続工事費				工事	1,100		1,100	
同	別のひかり電話で使 用中の番号を移行	追加番号継続工事費	ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0		0	
	カーの田 つとかり	<b>足加留与胚机工事</b> 貝	ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	_
か 電		<b>かりませい ウェーター</b>	設置工事費	YS TO A STATE OF A STA		装置	0		0	
电も		ひかり電話対応ルーター	設定工事費 [任意]	派遣ありのみ 追加番号をご利用時の電話の鳴り 分けなどが該当	対象	装置	1,100		1,100	
加用			4チャネル用	派遣ありのみ アナログ/ISDN64用の機器と接	対象	装置	8,800		8,800	
始				続する場合に使用 派遣ありのみ アナログ/ISDN64用の機器と接						
	機器工事費		8チャネル用	派遣の900み。アプログ/ISDN64用の機器と接続する場合に使用	対象	装置	10,450		10,450	
		オフィスタイプ対応アダプタ	23チャネル用	派遣ありのみ ISDN1500の機器と接続する場	対象	装置	17,600		17,600	
				合に使用 派遣ありのみ 9チャネル以上でアナログ/						
			32ch対応複数台接続用	ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	14,300	'	14,300	
			300ch対応複数台接続用	派遣ありのみ 9チャネル以上でアナログ/ ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	17,600		17,600	
		基本機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
	インボイス着信側課金	発信地域振分機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	_
		話中時迂回機能				迂回グループ	1,100		1,100	_
-	サービス交換機等工	有信旅刀按杭煖肜			対象	振分グループ	1,100		1,100	_
	事費	受付先変更機能時間外案内機能			対象対象	受付変更元 番号	1,100 1,100		1,100 1,100	_
		カスタマコントロール機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	_
		特定番号通知機能			対象	番号	1,100		1,100	_
	インボイスひかり電話				対象	回線	1,100		1,100	_
_	インボイス指定電話番				対象	回線	1,100		1,100	_
	基本工事費	派遣あり		オフィスタイプ対応アダプタ使用時は選択不可	対象不可	工事工事	8,250 2,200		8,250 2,200	-
	交換機等工事費	INCE GO		S T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	対象	回線	1,100		1,100	_
		インボイス ナンバー表示サー	ビス			回線	0		0	
		インボイス ナンバー・リクエス				回線	0		0	_
		インボイス 割込電話サービスインボイス 転送電話サービス				回線	0		0	
		インボイス 迷惑電話拒否サー			対象	番号 回線/番号	1,100		1,100	
		インボイス 着信お知らせメー			7-320	番号	0		0	_
	ノン・ギノフかかり帰毛	インボイス FAXお知らせメー	-JV			番号	0		0	_
	インボイスひかり電話 付加サービス		ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0		0	_
			ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	_
		インボイス 複数チャネルサーインボイス ひかり電話#ダイ			対象	工事	1,100		0 1,100	_
		インボイス ケルジ電話#タイ			V13/	-	0,100		0	_
		インボイス 高音質電話				-	0		0	_
=n		グループ通話定額				-	0		0	_
設业		インボイス グループ通話サー	・ヒス	NTT市本祭行の中ウ電託乗りかっておける		- ※므	2 200		2 200	_
元線	アナログ/ISDN回線な	ぱとからの同番移行 継続工事費		NTT東西発行の固定電話番号からの移行が対象		番号 工事	2,200 1,100		2,200 1,100	_
Disk C)	別のひかり電話で使		ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0,100		0	-
り	用中の番号を移行	追加番号継続工事費	ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	_
話		かかけ 南ボルナー	設置工事費			装置	1,650		1,650	
新		ひかり電話対応ルーター	設定工事費 [任意]	派遣ありのみ 追加番号をご利用時の電話の鳴り 分けなどが該当	対象	装置	1,100		1,100	
٦			/エゎラ II.田	派遣ありのみ アナログ/ISDN64用の機器と接	対象		0.000		0.000	
用			4チャネル用	続する場合に使用	刈豕	装置	8,800		8,800	
	機器工事費		8チャネル用	派遣ありのみ アナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に使用	対象	装置	10,450		10,450	
		オフィスタイプ対応アダプタ	23チャネル用	派遣ありのみ ISDN1500の機器と接続する場	対象	装置	17,600		17,600	
				合に使用 派遣ありのみ 9チャネル以上でアナログ/			-			
			32ch対応複数台接続用	ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	14,300		14,300	
			300ch対応複数台接続用	派遣ありのみ 9チャネル以上でアナログ/ ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	17,600		17,600	
		基本機能		130110年四〜7兆時で1支売りの場合に必安		着信課金番号	1,100		1,100	
		発信地域振分機能				着信課金番号	1,100		1,100	_
	インボイス着信側課金	話中時迂回機能			対象	迂回グループ	1,100		1,100	
	1ノ小1人有信側謀団 サービス交換機等工	着信振分接続機能				振分グループ	1,100		1,100	_
	事費	受付先変更機能				受付変更元	1,100		1,100	_
		時間外案内機能カスタマコントロール機能			対象対象	番号 着信課金番号	1,100 1,100		1,100 1,100	_
		ハヘノ、コンドロール機能							1,100	_
		特定番号通知機能			对家	番号	1.100	1	1.100	'
	インボイスひかり電話				対象	回線	1,100 1,100		1,100	_

イン፣	ドイス光(インボ		分 工事費詳細 その	2 税込)	夜間·深夜 等工事割	単位	NTT東日本	*エリア	NT	T西日本エリア
		項目		補足	増対象	<u>+π</u>	料金	備考	料金	備考
	#+	沂	遣あり		対象	工事	8,250		8,250	
	基本工事費		造なし	オフィスタイプ対応アダプタ使用時は選択不可	不可	工事	2,200		2,200	
		交換機等工事費			対象	回線	1,100		1,100	
	(霊話の海ギサノ	(の)発信老来早海知っる	発信者番号非通知の変更	かかってきた電話の番号を表示することは	対象	回線	1,100		1,100	
	(电面7)////////			別のナンバー表示サービスで対応			·			
		ひかり電話プラス申し	<u> </u>		対象	回線	1,100		1,100	
			ンバー表示サービス		対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス ナ	・ンバー・リクエスト		対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス 割	割込電話サービス		対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス 車	転送電話サービス		対象	番号	1,100		1,100	
		インボイス 迷惑	惑電話拒否サービス		対象	回線/番号	1,100		1,100	
		インボイス 着	信お知らせメール		対象	番号	1,100		1,100	
		インボイス FA	AXお知らせメール		対象	番号	1,100		1,100	
	インボイスひかり電	インボイス 追加番号	ひかり電話/ひかり電話プラス		対象	番号	770		770	
	話付加サービス	サービス	ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
		インボイス 複数	数チャネルサービス		対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス ひぇ	かり電話#ダイヤル		対象	工事	1,100	6ページ*4に	1,100	
		インボイン	ス テレビ電話			-	0	該当の場合、派	0	
		インボイス	ス 高音質電話			-	0	遣費用発生	0	
用			プ通話定額			-	0		0	
			ループ通話サービス	ひかり電話オフィスプラスのみ利用可能	対象	回線	1,100		1,100	
の				納期は、本件単独の場合と、他の工事がある	732	Dist.				
か	国際電話例	使用不可(不締結)⇔使用	可能(締結)の変更	場合とで異なる			0		0	
電		ログ/ISDN回線などから	らの同番移行	NTT東西発行の固定電話番号からの移行が対象	対象	番号	2,200		2,200	
の	別のひかり電話で使	<b>心加亚口</b> 伽结一主带	ひかり電話/ひかり電話プラス		対象	番号	770		770	
更	用中の番号を移行	追加番号継続工事費	ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
		電話番号の変更(改	番)		対象	番号	2,750		2,750	
		ひかり電話対応ルー		派遣ありのみ 追加番号をご利用時の電話の			1 100			
		ター	設定工事費 [任意]	鳴り分けなどが該当	対象	装置	1,100		1,100	
			4チャネル用	派遣ありのみ アナログ/ISDN64用の機器	対象	装置	8,800		8,800	
	1% 00 = ph		8チャネル用	と接続する場合に使用	対象	装置	10,450		10,450	
	機器工事費	オフィスタイプ対応ア		派遣ありのみ ISDN1500の機器と接続す						
		ダプタ	23チャネル用	る場合に使用	対象	装置	17,600		17,600	
			32ch対応複数台接続用	派遣ありのみ 9チャネル以上でアナログ/	対象	装置	11,300		11,300	
			300ch対応複数台接続用	ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	17,600		17,600	
		基	本機能		対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		発信地	域振分機能		対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		話中	時迂回機能		対象	迂回グループ	1,100		1,100	
	インボイス着信側課	着信振	分接続機能		対象	振分グループ	1,100		1,100	
	金サービス交換機等	受付领	<b>先変更機能</b>		対象	受付変更元	1,100		1,100	
	工事費	時間外	外案内機能		対象	番号	1,100		1,100	
		カスタマコ	ントロール機能		対象	着信課金番号	1,100		1,100	
			号通知機能		対象	番号	1,100		1,100	
		インボイスひかり電話#:			対象	回線	1,100		1,100	
		ンボイス指定電話番号着			対象	回線	1,100		1,100	
_		昼間工事(9:00~16:59			V13V	二小水	0		0	
		の間に工事を開始し、工事	D3*B1*1							
		が完了した場合)	時刻指定料[任意]	開始は毎時00分で指定		工事	12,100		12,100	
		夜間工事(17:00~	ebul lakulul				(工事費合計-		(工事費合計-	
		21:59の間に工事を開始	割増料			工事	1100円)×		1100円)×	
	平日工事	し、工事が完了した場合) —	時刻指定料 [必須]	明がは気味ののハマ杉ウ	카 <del>스</del> 시	一市	1.3+1100円		1.3+1100円	
			时刻拍此科【必須】	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	ひかり電話オフィスシリーズのみ
		深夜工事(22:00~翌	中川特地			一击	(工事費合計- 1100円)×		(工事費合計- 1100円)×	月曜夜(22時~0時30分
		8:59の間に工事を開始	割増料			工事	1.6+1100円		1.6+1100円	曜早朝(6時~8時)、水曜
		し、工事が完了した場合)	時初140年初「次海」	開始は毎時00分で指定	沖色성	一市				時~0時30分)、木曜早朝
		基本加算料	時刻指定料 [必須] 基本加算料	西和は中野の人工に	対象外	工事工事	30,800		33,000	~8時)のみ可能
		基本川昇科 昼間工事(9:00~16:59	基本川昇科 割増料		小小水小	工事	3,300		0	
		の間に工事を開始し、工事		BBANIA CRANON CINT	442 11		-			
		が完了した場合)	時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	
遣		夜間工事(17:00~	±				(工事費合計-		(工事費合計-	
で 5り	土日休日工事(元日	夜间工事(17:00~ 21:59の間に工事を開始	割増料			工事	1100円)×		1100円)×	
事	除<)	し、工事が完了した場合)	D. 大山松 中小 「	BBANIA CARA O O O CARA	442 11	-+	1.3+1100円		1.3+1100円	
-尹 ]算			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	たかい 無話 キュッスシリ デ かっこ
		深夜工事(22:00~翌	李川林林小				(工事費合計-		(工事費合計-	ひかり電話オフィスシリーズのみず 休日が月曜夜(22時~08
係		8:59の間に工事を開始	割増料			工事	1100円)× 1.6+1100円		1100円)× 1.6+1100円	分)、火曜早朝(6時~8時)
を止 ・車		し、工事が完了した場合)	時初投中約「20名]	関格は気味のの公子をウ	谷田と	⊤車			1.6+1100円	夜(22時~0時30分)、木
事		甘土もの気が	時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	朝(6時~8時)のみ可
は対		基本加算料	基本加算料		対象外	工事	3,300		3,300	
		昼間工事(9:00~16:59	割増料			工事	(工事費合計- 1100円)×		(工事費合計- 1100円)×	
·对 外)		の間に工事を開始し、工事	古りと日本十			工事	1.3+1100円		1.3+1100円)×	
		が完了した場合)	時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	
			- 3ンコロケール 「丁字」	700年の1990日代	7-13A/F	エヂ	(工事費合計-		(工事費合計-	
						工事	(工事員日前 1100円)×		(工事員日前 1100円)×	
	【使用不可】年末年	夜間工事(17:00~	割増料					i I	1.3+1100円	
		21:59の間に工事を開始	割増料				1.3+1100円			<del> </del>
	【使用不可】年末年始工事(12月29日		割増料 時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	1.3+1100円 19,800			
	【使用不可】年末年始工事(12月29日	21:59の間に工事を開始		開始は毎時00分で指定	対象外		19,800		22,000	ひかり電話オフィスシリーズのみ
	【使用不可】年末年始工事(12月29日	21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合) 深夜工事(22:00~翌		開始は毎時00分で指定	対象外					月曜夜(22時~0時30分
	【使用不可】年末年始工事(12月29日	21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合) - 深夜工事(22:00~翌8:59の間に工事を開始	時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜
	【使用不可】年末年始工事(12月29日	21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合) 深夜工事(22:00~翌	時刻指定料 [必須] 割増料			工事工事	19,800 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円		22,000 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜時~0時30分)、木曜早朝
	【使用不可】年末年 始工事(12月29日 ~1月3日)	21:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) _ 深夜工事(22:00~翌 8:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) _	時刻指定料[必須] 割増料 時刻指定料[必須]	開始は毎時00分で指定開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800 (工事費合計- 1100円)×		22,000 (工事費合計- 1100円)×	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜
	【使用不可】年末年 始工事(12月29日 ~1月3日) 加算(工事費合計額	21:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) 深夜工事(22:00~翌 8:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) ※が¥31,900を超える	時刻指定料 [必須] 割増料 時刻指定料 [必須] 5場合は¥31,900までごと	開始は毎時00分で指定	対象外	工事工事工事	19,800 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円		22,000 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 33,000	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜時~0時30分)、木曜早朝
	【使用不可】年末年 始工事(12月29日 ~1月3日) 加算(工事費合計額 ※基本工事費、時刻指	21:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) 深夜工事(22:00〜翌 8:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) ※が¥31,900を超える 定料、割増料、配線ルート	時刻指定料[必須] 割増料 時刻指定料[必須]	開始は毎時00分で指定		工事工事	19,800 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 30,800		22,000 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜不時~0時30分)、木曜早朝
	【使用不可】年末年 始工事(12月29日 ~1月3日) 加算(工事費合計額 ※基本工事費、時刻指	21:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) - 深夜工事(22:00~翌 8:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) - ※が¥31,900を超える 定料、割増料、配線ルート 調査、短期開通工事、工事	時刻指定料 [必須] 割増料 時刻指定料 [必須] 5場合は¥31,900までごと 構築工事費、光ケーブル保護工	開始は毎時00分で指定	対象外	工事工事工事	19,800 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 30,800		22,000 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 33,000	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜夜時~0時30分)、木曜早朝
外)	【使用不可】年末年 始工事(12月29日 ~1月3日) 加算(工事費合計額 ※基本工事費、時刻指 事費、構內ルート	21:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) - 深夜工事(22:00~翌 8:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) - ※が羊31,900を超える 定料、割増料、配線ルート 調査、短期開通工事、工事	時刻指定料 [必須] 割増料 時刻指定料 [必須] 5場合は¥31,900までごと 構築工事費、光ケーブル保護工 選捗管理サポートは除く)	開始は毎時00分で指定	対象外	工事工事工事工事	19,800 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 30,800 3,850		22,000 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 33,000 3,850	ひかり電話れなジーズのみ 月曜夜(22時~0時30分 曜早朝(6時~8時) 水曜 時~0時30分)、木曜早朝 ~8時)のみ可能
外) 川用:	【使用不可】年末年 始工事(12月29日 ~1月3日) 加算(工事費合計額 ※基本工事費、時刻指 事費、構內ルート 休止・利用一時中	21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合) - 深夜工事(22:00~翌 8:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合) - ※が¥31,900を超える定料、割増料、配線ルード調査、短期開通工事、工事基次約者回線番	時刻指定料 [必須] 割増料  時刻指定料 [必須] 5場合は¥31,900までごと 構築工事費、光ケーブル保護工 6進捗管理サポートは除く) 本工事費 号または追加番号	開始は毎時00分で指定	対象外	工事工事工事工事工事	19,800 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 30,800 3,850 2,200 770		22,000 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 33,000 3,850 2,200 770	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜夜時~0時30分)、木曜早朝
外) 川用:	【使用不可】年末年 始工事(12月29日 ~1月3日) 加算(工事費合計額 ※基本工事費、時刻指 事費、構內ルート	21:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) - 深夜工事(22:00~翌 8:59の間に工事を開始 し、工事が完了した場合) - ※が¥31,900を超える 定料、割増料、配線ルトト 調査、短期開通工事、工事 基2 契約者回線番 迷惑電話拒否・着信/	時刻指定料 [必須] 割増料 時刻指定料 [必須] 5場合は¥31,900までごと 構築工事費、光ケーブル保護工 ほ進捗管理サポートは除く) 本工事費	開始は毎時00分で指定	対象外	工事 工事 工事 工事	19,800 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 30,800 3,850 2,200		22,000 (工事費合計- 1100円)× 1.6+1100円 33,000 3,850	月曜夜(22時~0時30分曜早朝(6時~8時)、水曜夜時~0時30分)、木曜早朝

# インボイス着信側課金サービス概要

基本機能部分(基本料金内で利用可能)

機能名	内容
基本接続	全国の固定電話・ひかり電話・公衆電話から着信課金番号(0120/0800~)へ接続した通話料を着信者へ課金 接続可能な固定電話キャリア:NTT東西、楽天モバイル、KDDI(旧DDI直収電話を除く)、ソフトバンク、アルテリア・ネットワークス(旧UCOM)、Coltテクノロジーサー ビス(IP電話系は不可)、ジェイコム、ZIPテレコム、九州通信ネットワーク、エネルギア・コミュニケーションズ、STNet、中部テレコミュニケーション(各種アナウンスが流れ ず)、東北インテリジェント通信、オプテージ(旧ケイ・オプティ・コム)、三通、NTTコミュニケーションズ、光コラボレーション事業者が提供するひかり電話
携帯電話接続	携帯電話からの通話を可能/不可能の設定が可能。※カスタマーコントロール機能での変更不可
発信地域指定	全国、地域(10%)、都道府県、MA(566)単位で通話可能な発信地域指定を実施 ※カスタマーコントロール機能での変更不可 ※北海道・東北・関東(山梨含む)・近畿(三重除く)・中国・四国・九州の各地方と、東海4県、北陸3県、信越2県の10地域 ・固定電話・ひかり電話からの発信時 ⇒ 全国、地域、都道府県、MA単位 ・携帯電話からの発信時 ⇒ 全国、地域、県単位(北海道のみ札幌・旭川・函館・釧路・北見の5エリアによる指定も可)
接続規制	上記の携帯電話など接続規制端末からの発信者に対し、発信者からの端末からは接続できない旨のアナウンスを流します。 <u>アナウンス部分の</u> <u>通話料金は発生しません</u> 。公衆電話からの発信を、通話不可能にすることはできません。※カスタマーコントロール機能での変更不可
着信側課金サービス アナウンス	本サービスの発信者及び着信者に対して、通話開始前に本サービスを利用した通話であることを通知。 発信者には「フリーアクセスです」、着信者には「フリーアクセスです」もしくは「市外局番(携帯電話からの着信の場合は「携帯」」のアナウンスが流れます。 <u>料金発生タイミングは、「発着アナウンス開始」から</u> となります。 なお、着信回線で「インボイス迷惑電話拒否サービス」や「インボイスナンバーリクエスト」をご契約の場合、発信側が左記のいずれかに該当した場合、発信者側には「フリーアクセスです」の <u>アナウンスが重なって流れます</u> (インボイスナンバーリクエストとの重複例:「フリーアクセスです。・・・・号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直しください」)。※カスタマーコントロール機能での変更不可

※最大同時通話可能数(理論値。着信側の通話可能数の制約が別途あり)は、複数回線管理機能利用時で640です。着信可能回線はインボイスひかり電話のみです。また、1つの着信電番に 複数の着信課金サービスを契約することはできません。

# オプション機能(別途契約と料金が必要)

機能名	内容
複数回線管理機能	本機能を契約することで以下の①~④オプション機能を利用した場合、複数の回線(≒複数の拠点)に着信させることが可能。契約なしの場合は、①~④は同一回線の追加番号を含めた番号内での振分となります。当然のことながら、着信回線の物理的に通話可能な数を上回る通話を同時に行うことはできませんので、本機能を用いて複数の回線に着信させる場合、それぞれの同時着信通話数の設定にご注意ください。
①発信地域振分 機能	発信エリアに応じて着信先電話番号を振り分ける機能。 <u>着信先番号ごとに、着信対象となるMAの設定が必要。携帯電話からの発信は、基本的に都道府県単位に振り分け</u> 、つまり都道府県単位に着信 先番号は1つ(正しくは1リージョン)になります。なお、同一の着信先番号で「②話中時迂回機能」と併用した場合、「②話中時迂回機能」が優先されます。 カスタマーコントロール機能での設定変更(MAや着信先番号の変更)はできません。
②話中時迂回機 能	着信課金番号への通話が、着信先番号が本サービスで話中の場合、予めお客様が指定した順に着信先を振り分けることが可能。 「複数回線管理機能」を利用した場合、最大50着信先まで着信先番号として接続できます。なお、同一の着信先番号で「③着信振分接続機能」とは重畳契約できません。迂回グループ先の着信先番号の構成変更は、カスタマーコントロール機能での変更はできません。
③着信振分接続 機能	着信課金番号による通話を、予めお客様が指定した比率で、複数の着信先番号に振り分けて接続。指定できる着信先番号は、「複数回線管理機能」を利用した場合、最大50着信先番号まで接続できます。なお、「②話中時迂回機能」とは重畳契約不可。
④受付先変更機 能	着信課金番号による通話を、予めお客様が指定した時間帯になると、指定した他の着信先番号へ変更して接続。 「複数回線管理機能」を利用した場合、最大10着信先番号まで登録可能です。「時間外案内機能」の時間外案内開始時間が重複した場合は、 「時間外案内機能」を優先します。受付変更先に「②話中時迂回機能」「③着信振分接続機能」「時間外案内機能」を契約していても、転送呼には
時間外案内機能	営業時間外等にかかってきた着信課金番号への通話に対し、受付時間外である旨のアナウンスを流します。
カスタマコントロー ル機能	カスタマコントロール機能を契約すると、利用状況照会や着信振分接続の比率の変更等をお客様自身で設定することが可能。着信課金番号1つにつき、IDは50アカウントを提供。IDとパスワードの発行方法については、弊社より別途案内。 ・スケジュール設定 ・利用状況照会 ・同時着信通話数の設定 ・パスワードの設定 ・着信振分接続機能の振分比率の設定
特定番号通知機能	コールセンターなど通常着信先となっている回線から発信時に、発信元電話番号に着信課金番号(0120/0800~)を通知させる機能。
電話帳掲載	NTTタウンページに着信課金番号を掲載可能。なお、重複掲載の場合は、一重複につき550円(税込)が必要。

# アナウンスの種類

発信側への音声通知内容	着信側が局番通知の場合:フリーアクセスでおつなぎしています。そのままでお待ちください 着信側がサービス名通知の場合:フリーアクセスです
話中時の順番待ち時のアナウンス	未提供
接続不許可端末からの発信時のアナウンス	おかけになった【着信課金番号】へは、お客さまの電話からおつなぎできません ※中部テレコミュニケーション回線からの発信は話中音 (BT)のみ
発信可能エリア外からの発信での ガイダンス	固定電話発信:おかけになった電話は、指定地域外ですのでおつなぎできないようになっています 携帯電話発信:おかけになった【着信課金番号】へは、お客さまの電話からおつなぎできません ※中部テレコミュニケーション回線からの発信は話中音(BT)のみ
受付時間外時のアナウンス	お電話有難うございます。こちらは【着信課金番号】です。只今お電話の受付は休ませていただいております。またのご利 をお待ちしております ※中部テレコミュニケーション回線からの発信は話中音(BT)のみ

## インボイスひかり電話 廃止や移転時の「音声アナウンス(AIS)」について ※音声アナウンスの期間は、約3ヶ月間です(延長不可)。

インボイスひかり電話を廃止する場合や電話の一時中断を行う場合、電話番号が変わる移転を行う場合、利用を終了する電話番号宛にかかってきた通話に対し、音声 アナウンスを流すことが可能です。廃止、一時中断、移転の手続きを行う際に、必要に応じてお申し込みください。

ケース	パターン	アナウンス内容
	4	おかけになった●●●●●●●●●は、移転のため、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□□です。
	5	おかけになった●●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。連絡先の番号は、□□□□□□□□□□□です。
移転	6	おかけになった●●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。
12+4	7	おかけになった●●●●●●●●●は、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□□□□です。
	(設定なし)	お客さまのおかけになった電話番号は現在使われていないか、もしくは市外局番からおかけになる必要があります。番号をお確かめになってもう一度おかけ直しください。
	4	おかけになった●●●●●●●●●は、移転のため、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□□です。
	5	おかけになった●●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。連絡先の番号は、□□□□□□□□□□□です。
廃止	6	おかけになった●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。
176111	7	おかけになった●●●●●●●●●は、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□□□です。
	(設定なし)	お客さまのおかけになった電話番号は現在使われていないか、もしくは市外局番からおかけになる必要があります。番号をお確かめになってもう一度おかけ直しください。
一時中断	8	おかけになった●●●●●●●●●●は、お客さまの都合により電話を取り外してあります。連絡先の番号は、□□□□□□□□□□□です。
一种种制	9	おかけになった●●●●●●●●●は、お客さまの都合により電話を取り外してあります。

## インボイス光 転送電話サービス・ナンバーリクエストなどのセットアップについて

インボイス転送電話サービスなど一部のオプションサービスについて、機能をON/OFFする場合に、お客様にて現地の電話機で設定いただく必要があります。

**1**を

**1**∼9を

※新規(またはご移転先)でご利用になる場合、お申し込み時は「設定なし/OFF」の状態になっています。

**2**₹

※なお、インボイスひかり電話はNTTひかり電話の卸商品のため、設定方法は、NTTボイスワープやナンバーリクエスト、特定番号通知機能と同一です。

転送先の電話番号

# インボイス転送電話サービス(転送先が1箇所 追加番号がない場合) (転送元の電話機から)

(転送開始前)



リモートコントロール用 NTT東日本エリア:03-6304-4141 電話番号 NTT西日本エリア:06-6480-6142 ※暗証番号を4回間違えるとロックがかかり、転送元の電話から再度暗証番号の設定を行ってください。 ※暗証番号に、同じ数字4桁、転送元電話番号の下4桁、\*や#は使用できません。

転送先の電話番号で登録可能な番号は、一般 固定電話(0AB~J 10桁)、携帯·PHS、050

# インボイス光サービスイメージ

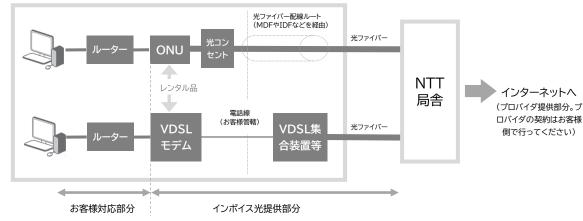
インボイス光(電話なし)のイメージ(除くインボイス光クロスファミリータイプ)

#### 光配線方式

ご利用場所まで光ファイバーを敷設します。新設の際、ONUの設置位置が重要になりますので、設置位置を決定の上でお申込みください。

#### マンションVDSL方式

ご利用建物内にある電話線を一部区間 で使用します。電話線は建物所有者や お客様管轄になりますので、当該区間 での故障は、お客様側で修理ください。



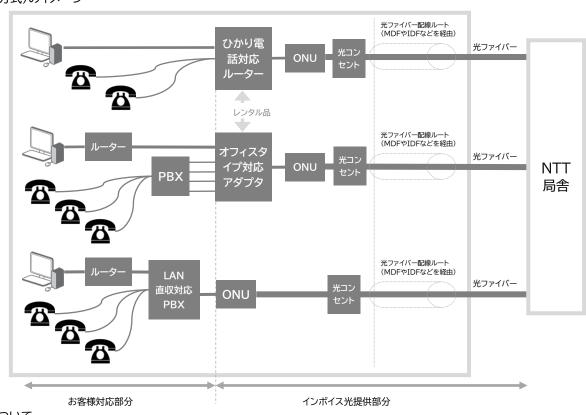
## インボイス光(電話あり 光配線方式)のイメージ

# インボイスひかり電話/インボイス ひかり電話プラス

ひかり電話対応ルーターには、アナログ用モジュラージャックが2つあり、同時に最大2通話することができます(要複数チャネル契約)。

## インボイスひかり電話オフィスシ リーズ

従来のアナログ/ISDN回線用のPBXを利用する場合は、オフィスタイプ対応アダプタが必要になります。オフィスタイプ対応アダプタのコネクタは、モジュラージャックと異なりますので、PBXとの接続は、PBX保守会社にご依頼ください。



## ※インボイス光の廃止(解約)について

- ・廃止日は、当日朝からインボイス光が利用できません。廃止日はお客様の最終利用日の翌日以降で設定ください。
- ・廃止にあたり、ONUやVDSLモデム、ひかり電話対応ルーター、光コンセント~ONU間の光ケーブルなどのレンタル品は、NTTに返却する必要があります。返却方法として、NTTから郵送される返却キットに入れて返却する方法と、NTTの工事業者が現地での廃止工事作業の際に持ち帰る方法の2つがあり、廃止の作業内容によって変わります。なお、レンタル品の未返却や紛失の場合、その費用を請求させていただきます。
- ・光配線方式の場合、廃止時に光コンセントを残置する場合と、光コンセントを含めて撤去する場合があります。VDSL方式の場合、建物内の電話線は、建物所有者もしくはお客様の所有物のため、撤去は行いません。
- ・インボイス光の利用料金は、廃止日の前日をもって課金が終了します。また、廃止対象となる回線のオプションサービスも、原則全て廃止となります。リモートサポートサービスやフレッツVPNワイド等のオプションサービスをご利用の場合も、回線の廃止日より利用できなくなります。

## インボイス光 故障受付時間と対応時間

	通常対応	インボイス24時間出張修理 サービスあり	インボイス7-22時出張修理 サービスあり		
故障受付窓口	インボイス光カスタマーセンター 0120-881-086(直通 03-6408-2634)				
故障 <b>受付</b> 時間	24時間年中無休 有人対応 (回線部分での故障については、随時NTT東西に取り次ぎます)				
故障 <b>对応</b> 時間	9:00~17:00	7:00~22:00			
故障対応事業者	NTT東日本·西日本				
月額料金(税込)		ファミリー:3,168円 マンション:2,112円	ファミリー:1,925円 マンション:1,925円		

インボイス24時間出張修理サービス並びにインボイス7-22時出張修理サービスは、日中の時間帯以外も営業するお客様(例:小売店、飲食店、工場)にお勧めのサービスです。なお、故障受付から現地への到着時間および回復時間を保証するものではありませんので、ご注意ください。

### インボイス光 リモートサポート約款

#### 第1条 (当約款の適用)

株式会社インボイス(以下「当社」といいます。)は、インボイス光・インボイスひかり 電話サービス約款 の付加サービスとして、このインボイス光リモートサポート約款 第**6条 (提供条件等)** (以下「当約款」といいます)に基づき、NTTが定めるリモートサポートサービス利 1. 本サービスは、インボイス光・インボイスひかり電話サービスの付加サービスであ 用規約 に準じたリモートサポートサービスを光コラボレーションモデルとして、イン ボイス光リモートサポートサービス(以下、「本付加サービス」といいます)を提供し 合に限り、当約款に規定するサービスを提供するものとし、インボイス光・インボイ ます。

#### 第2条(当約款の変更)

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本付加サービスの提供 条件は、変更後の約款によります。

#### 第3条 (用語の定義)

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・イ 用料金の割引に関する規定も含みます。) ンボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められ 4.利用者は、本付加サービス提供開始後、NTTから利用者へ通知されている方 ていない限り、同じ意味で使用します。

- (1)「インボイス光」とは、当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー 回線及びそれに付随する通信サービスをいいます。
- (2)「利用者」とは、本付加サービスを利用するお客様をいいます。
- います。

## 第4条(サービスの内容)

当社は、本付加サービスとして、NTTが提供するリモートサポートサービスと同一 ス利用規約の定めに従います。 のサービスをNTTに委託する形で提供します。NTTが提供を終了したリモートサ 2. NTTリモートサポートサービス利用規約の定めに従い、NTTから当社への利用 ポートサービスについて、当社は予告なく本付加サービスの提供を終了することが 料金の減免があった場合は、当社はそれに応じて請求金額を減免する場合があり あります。

- 2. 本付加サービスは、一般家庭でのブロードバンドライフを幅広くサポートするこ 3. 当社は、本条第1項規定の利用料金及び費用を、光サービス約款の規定 に基づ とを目的としているため、以下にあげる例に類する内容(以下がその全てではあり ません)など対応できないものがあります。また、問い合わせへの対応についても、 その内容を保証するものではありません。
- (1)ビジネス利用を想定した設定方法、利用方法に関する問い合わせ
- (2)メーカやソフトウェア会社等がサポートしていない設定方法・利用方法、メーカ 1.NTTリモートサポートサービス利用規約の定めに従い、NTTの判断で本付加 独自の特殊機能・設定方法等に関する問い合わせ
- 取引に関する問い合わせ
- 著作権法その他の法令に違反するまたは法令に違反することを助長すると思われ の責任を負いません。 る行為に関する問い合わせ
- する問い合わせ
- (5)消失したデータの復旧に関する問い合わせ
- (6)評価、評判、口コミに関する問い合わせ

## 第5条(当社の対応範囲と契約の成立)

- 1. 当社は、NTTリモートサポートサービス利用規約に定めるリモートサポートを当 社が本付加サービスとして、利用者に対し、提供します。ただし、当社が本付加 サービスにおいて対応できる事項は以下に限られ、それ以外の事項については、 NTTリモートサポートサービス利用規約の定めに従うものとします。なお、当約款 の定めとNTTリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場 合は、当約款の定めが優先して適用されるものとします。
- (1)本付加サービスの新規申し込み受付業務とNTTへの取次ぎ
- (2)本付加サービスの解約受付業務とNTTへの取次ぎ
- (3)本付加サービス利用者の変更受付業務とNTTへの取次ぎ
- (4)本付加サービスの料金の設定
- (5)本付加サービスの料金の利用者からの回収業務とNTTへの支払い
- 2. 前項の遂行に当たり、当約款に定めがない事項については、光サービス約款の 定めに従うものとします。
- 3. 当約款の定めが適用される回線は、前条に定める提供サービスにおいて、当社 が光サービス約款で規定する方法に従って、本付加サービス利用者自身が申し込 みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。
- 4. 前項の当社が申し込みを承諾しNTTへ取り次いだ後、NTTからの申し込み受 付完了の連絡があった時点で、本付加サービスの契約成立とします。

5. 本条のNTTへの取次ぎにあたり、個人情報をNTTと共有することについて、本 付加サービス利用者は予め同意するものとします。

- り、当社は、利用者が光サービス約款に規定するインボイス光を利用回線とする場 スひかり電話サービスが終了した場合には、本サービスも自動的に終了します。
- 2. 利用者は、本付加サービスを使用して、有償、無償を問わず営業活動、営利を 目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用はで きないものとします。
- 3. NTTリモートサポートサービス利用規約 附則の定めにかかわらず、利用料金の 割引に係る規定については、そのいずれも適用しないものとします。(NTTリモー トサポートサービス利用規約が変更されることにより新たに設定又は変更される利
- 法により本サービス提供を請求し、本付加サービスを利用できるものとします。

## 第7条(提供料金)

- 1. 当社は、本付加サービスに係る利用料金を、当約款の第5条第1項第4号に基づ (3)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をい き、次に定める額を適用します。なお、日割り計算は行わず、また、金額は税別とし
  - (1)月額利用料金:1利用回線ごとに500円
  - (2)その他の料金及び工事に関する費用については、NTTリモートサポートサービ
  - ます。
  - き本サービス利用料金と合算して利用者に請求するものとし、利用者は、かかる請 求に応じて支払うものとします。

## 第8条 (同意事項)

- サービスを中止する場合があります。
- (3)オークションや商品の購入等、利用者に第三者への支払いの必要が生じるお 2. 当約款第5条第1項に定める業務以外において、本付加サービス利用者が被っ た損害、その他得べかりし利益の喪失について、当社は損害賠償及びその他補償
- 3. 当社は、本付加サービスについて当約款第5条第1項に定める業務のみを行う (4)ハードウェアの故障、修理手配、代替品の提供、ソフトウェアの不具合などに関 ものであり、これら以外の業務はNTTが当社に代わって行うものであり、同社の 対応に問題があった場合でも、当社は一切責任を負うものではありません。

### 附即

# 第1条(実施期日)

本約款は、平成27年6月1日から実施します。

#### インボイス光 訪問サポートサービス約款

#### 第1条 (当約款の適用)

株式会社インボイス(以下「当社」といいます。)は、このインボイス光訪問サポート サービス約款(以下「当約款」といいます)に基づき、インボイス光・インボイスひかり 第6条(提供条件等) 電話サービス約款の付加サービスとして、インボイス光訪問サポートサービス(以 1. 本付加サービスは、インボイス光・インボイスひかり電話サービスの付加サービス 下、「本付加サービス」といいます)を提供します。なお、NTTが定める訪問サポート であり、当社は、利用者が光サービス約款に規定するインボイス光を利用回線とす サービス利用規約に準じて、NTTの光コラボレーションモデルとして提供します。

#### 第2条(当約款の変更)

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本付加サービスの提供 ないものとします。 条件は、変更後の約款によります。

#### 第3条 (用語の定義)

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・イ る金額とします。 ンボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められて 2. 当社は、本付加サービスの利用料金を、光サービス約款の規定に基づき本サー いない限り、同じ意味で使用します。

- (1)「インボイス光」とは、当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー て支払うものとします。 回線及びそれに付随する通信サービスをいいます。
- (2)「利用者」とは、本付加サービスを利用するお客様をいいます。
- います。
- められた提供サービス(「タイプ1 セットアップサービス」もしくは「タイプ2 訪問サ た損害、その他得べかりし利益の喪失について、当社は損害賠償及びその他補償 ポートサービス」)をいいます。

#### 第4条(サービスの内容)

当社は、本付加サービスとして、NTT訪問サポートサービスと同一のサービスを 応に問題があった場合でも、当社は一切責任を負うものではありません。 NTTに委託する形で提供します。このため、NTT東日本エリアとNTT西日本エリ アにおけるサービス内容の違いについても、本付加サービスによって違いがなくな **附則** ることはありません。また、NTTが提供を終了した場合、当社は予告なく本付加 第1条(実施期日) サービスの提供を終了することがあります。

- 2. 本付加サービスは、一般家庭でのブロードバンドライフを幅広くサポートするこ とを目的としているため、以下にあげる例に類する内容(以下がその全てではあり ません)など対応できないものがあります。
- (1)ビジネス利用を想定した業務用機器への設定
- (2)Bフレッツベーシック、フレッツ光ネクストプライオなど、インボイス光では提供し ていない回線種類に対しての本付加サービスの申し込み
- (3)日本国内向けに販売されたメーカー純正品以外(自作PCや海外での販売商品 など。ソフトウェアも含みます)への設定

### 第5条(当社の対応範囲と契約の成立)

- 1. 当社は、NTT訪問サポートサービスを当社が本付加サービスとして、利用者に 対し提供します。ただし、当社が本付加サービスにおいて対応できる事項は以下に 限られ、それ以外の事項については、NTT訪問サポートサービス利用規約の定め に従うものとします。なお、当約款の定めとNTT訪問サポートサービス利用規約の 定めが、相違又は矛盾する場合は、当約款の定めが優先して適用されるものとしま
- (1)本付加サービスの新規申し込み受付業務とNTTへの取次ぎ
- (2)本付加サービスの申し込み内容の変更や取り消しに関する受付業務とNTTへ の取次ぎ
- (3)本付加サービスの料金の利用者からの回収業務とNTTへの支払い
- 2. 前項の遂行に当たり、当約款に定めがない事項については、光サービス約款の 定めに従うものとします。
- 3. 当約款の定めが適用される回線は、前条に定める提供サービスにおいて、当社 が光サービス約款で規定する方法に従って、本付加サービス利用者自身が申し込 みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。
- 4. 利用者は、本約款およびNTT訪問サポートサービス利用規約を理解したうえ で、本付加サービスを申し込むものとします。
- 5. 前項の当社が申し込みを承諾しNTTへ取り次いだ時点で、本付加サービスの 契約成立とします。また、NTT訪問サポートサービスをNTTもしくはNTTが指定す る業者にて実施中に、利用者が当社を介さずNTTもしくはNTTが指定する業者に 直接申し込む場合も、直接申し込んだ時点で、本付加サービスの契約成立としま す。

6. 本条のNTTへの取次ぎにあたり、個人情報をNTTと共有することについて、本 付加サービス利用者は予め同意するものとします。

- る場合に限り、当約款に規定するサービスを提供するものとします。
- 2. 利用者は、本付加サービスを使用して、有償、無償を問わず営業活動、営利を 目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用はでき

### 第7条(提供料金)

- 1. 本付加サービスに係る利用料金は、NTT訪問サポートサービス利用規約に定め
- ビス利用料金と合算して利用者に請求するものとし、利用者は、かかる請求に応じ

#### 第8条 (同意事項)

- (3)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をい、 1.NTT訪問サポートサービス利用規約の定めに従い、NTTの判断で本付加サー ビスを中止する場合があります。
- (4)「NTT訪問サポートサービス」とは、NTT訪問サポートサービス利用規約に定 2. 当約款第5条第1項に定める業務以外において、本付加サービス利用者が被っ の責任を負いません。
  - 3. 当社は、本付加サービスについて当約款第5条第1項に定める業務のみを行う ものであり、これら以外の業務はNTTが当社に代わって行うものであり、同社の対

本約款は、平成27年11月1日から実施します。

## インボイス光用インターネット接続サービス約款

#### 第1条 (当約款の適用)

ト接続サービス約款(以下「当約款」といいます)に基づき、プロバイダとして、インボ イス光用インターネット接続サービス(以下、「本インターネットサービス」といいま 始する場合があります。 す)を提供します。

#### 第2条(当約款の変更)

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本インターネットサービ の日数に応じて日割り計算(1円未満端数は切り捨て)します。 スの提供条件は、変更後の約款によります。

#### 第3条 (用語の定義)

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・イ ンボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められて いない限り、同じ意味で使用します。

- (1)「インボイス光」とは、当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー 回線及びそれに付随する通信サービスをいいます。
- (2)「利用者」とは、本インターネットサービスを契約し利用するお客様をいいます。
- (3)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をい います。

# 第4条(サービスの内容)

- 1. 当社は、当社が契約する通信キャリア(以下、「提供元」といいます)との卸契約を もとに提供を受けるプロバイダ機能を、本インターネットサービスとして提供します。 2. 本インターネットサービスは、1契約につき、1つの認証IDとパスワードを利用者 に対し、提供します。
- 3. 本インターネットサービスの最低利用期間は、2年間です。第6条に定める課金 1. 提供元の電気通信設備の保守または工事上、やむを得ない場合、あらかじめ利 を開始した日から2年後の同日以降の解約では違約金が発生しませんが、それよ 用者に通知(提供元ホームページ掲載等)して本インターネットサービスの利用を中 り前の解約は、別表の定める違約金が発生します。
- 4. 本インターネットサービスは、日本国内での使用に限られます。
- 5. 本インターネットサービスで提供を受けた認証IDとパスワードを、利用者が利用 す)を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、本インターネットサー 者以外に提供することはできません。
- あっても当社は補償いたしません。
- す。認証IDが変更となる場合、現在の契約を解約し、あらたに本インターネットサー ビスを申し込みいただくことになり、現在の契約のご利用期間が最低利用期間を下 回る場合、第3項の違約金の対象となります。当社では、認証IDの変更に伴う利用 場所での設定変更は行っていません。利用者にて設定変更を行ってください。
- 8. 本インターネットサービスで利用者に対し提供するグローバルIPアドレスは、動 的IPアドレスです。固定IPアドレスの提供はありません。
- 9. 本インターネットサービスは、ベストエフォート型です。通信速度は、利用するイ ンボイス光の各サービス品目の通信速度が上限となりますが、お客さまのご利用環 境(パソコンの処理能力、ハブやルータなどのご利用機器の機能・処理能力、LAN ケーブルの規格、集合住宅の場合は当該建物内の伝送方式、電波の影響等)、回 線の混雑状況、ご利用時間帯によっては大幅に低下することがあります。
- 10. 複数の拠点から同一の認証IDで同時に接続することはできません。
- 11. ネットワークの輻輳状態が継続されることを避けるため、提供元の判断で、輻輳 メールの送信等の行為 制御を行う場合があります。
- 12. 通信速度制限、輻輳制御の内容は、提供元の判断で、変更される場合がありま す。

### 第5条(契約の成立)

- みが行われるものとします。
- 付完了の連絡があった時点で、本インターネットサービスの契約成立とします。
- 3. 本条の提供元への取次ぎにあたり、個人情報を提供元と共有することについ て、利用者は予め同意するものとします。

### 第6条(料金と請求)

1. 本インターネットサービス利用料金および違約金は、別表に定めるとおりとしま 第9条(変更手続き)

- 2. 前条2項に定める契約成立後、お申込み頂いた開通希望日よりサービス開始と 株式会社インボイス(以下「当社」といいます。)は、このインボイス光用インターネッなり、課金が開始されます。なお、開通希望日が土休日や年末年始など当社休業日 の場合、開通希望日の翌営業日以降の日付に変更し、変更後の日付から課金を開
  - 3. ご利用料金は、毎月1日から月末までの期間において計算し、その翌月もしくは 翌々月に利用者へ請求します。
  - 4.1ヶ月に満たない月の本インターネットサービス利用料金については、当月暦月
  - 5.ご利用がない月であっても、料金を減額することはありません。
  - 6. 本インターネットサービスの料金は、「一括請求サービス」にて請求します。請求 に関する詳細は、「一括請求サービス約款」の定めに従います。
  - 7. 本インターネットサービスの料金の請求番号は、当社が発行する番号になりま す。なお、この場合のお客様による番号の指定はできません。

## 第7条(責任の制限および免責)

- 1. 当社もしくは提供元の責めに帰すべき理由によりサービスを提供しなかったとき は、原則としてサービスを全く利用できなかった状態にあることを当社が認識した 時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、利用者の損害を 賠償します。この場合、その全く利用できなかった状態が連続した時間について24 時間ごとに日数を計算(24時間未満の端数は切り捨て)し、その日数に対応するご 利用料金に限り、発生した損害とみなして賠償します。
- 2. 当社は、契約約款の変更等により、利用者の設備の改造・変更が必要となった 場合であっても、それに要する費用は負担しません。

#### 第8条(利用中止、利用停止、利用制限)

- 止することがあります。(緊急の場合は通知せずに中止することがあります。)
- 2. 当社もしくは提供元は、提供元の電気通信設備(これに附属する設備を含みま ビスの一部または全部の利用を中止することがあります。
- 6. 本インターネットサービスで提供する認証IDは、インボイス光のサービス品目に 3. 以下の行為があった場合は、本インターネットサービスの利用を停止することが より異なります。プラン選択間違いによる損害や損失について、いかなる事情が あります。かかる行為によって当社および第三者に損害が生じた場合、利用者はす べての法的責任を負うものとし、当社に迷惑を掛けないものとします。
- 7.インボイス光のサービス品目を変更する場合、認証IDを変更する場合がありま (1)料金その他の債務について支払期日を経過してもお支払いいただけない行為
  - (2) 当社の承諾なく、不特定の第三者に利用させる行為
  - (3)当約款に定める義務規定に利用者が違反した場合、その他当約款の規定に反 する行為であって、当社の業務の遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、ま たは及ぼすおそれのある行為
  - (4)主務官庁による法令、ガイドライン等に反する行為、またはそれに類する行為
  - (5)他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、または法令に反 する態様でのサービス利用行為(以下※の行為を含みます)
  - ※ 知的財産権の侵害、他人の財産・プライバシー・肖像権の侵害、誹謗中傷行為、 犯罪行為または誘発・扇動行為、わいせつ・児童ポルノ・児童虐待にあたる画像も しくは文書の送信・掲載、無限連鎖講の開設および勧誘、情報の改ざん・消去、なり すまし行為、有害なプログラム等の送信または受信可能な状態での放置、同意なし の不特定多数への商業的宣伝・勧誘メール・嫌悪感を抱くまたは抱くおそれのある
  - 4. 本インターネットサービスの利用を停止した場合でも、利用停止期間中の本イン ターネットサービス利用料金はお支払いただきます。また、当社は、前項に基づき本 インターネットサービスの利用を停止したことによって利用者に損害が生じたとして も、一切責任を負いません。
- 5. 提供元は、1日30GB(ギガバイト)以上の大量データ送信(インターネット向けの 1. 本インターネットサービスは、当社が定める方法に従って利用者自身より申し込 通信)を行う利用者に対する利用制限を実施しています。制限の対象となる利用者 には、当社もしくは提供元からデータ送信量低減要望の通知をしますが、通知後も 2. 前項の申し込みを当社が承諾し提供元へ取り次いだ後、当社からの申し込み受 利用状況が改善されない場合は、やむを得ず該当の認証IDのサービスを停止する ことがあります。
  - 6. 当社もしくは提供元は、提供元の電気通信設備(これに附属する設備を含みま す)を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、本インターネットサー ビスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- 1. 利用者は、以下の変更が生じた場合、遅滞なく当社所定の方法により通知して も該当しないことを確約します。 いただきます。なお、当該変更事項を証明する書類を提出していただく場合があり(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (1)商号または名称を変更したとき。
- (2)本店または主たる営業所の所在地を変更したとき。
- (3)合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、その他経営実態に変更が生 係を有すること。 じたとき。
- (4)その他、本インターネットサービス申込書の記載事項に変更が生じたとき。

## 第10条(譲渡禁止)

利用者は、事前に当社の書面による承諾を得なければ、本約款に基づく権利または 義務の全部または一部を譲渡することができないものとします。

## 第11条(解約)

- 1. 利用者は、本インターネットサービスを解約する場合、当社所定の本インターネッ トサービス解約書面に必要事項を記入し、解約希望日の第5営業日前までに当社 へ提出するものとします。なお、インボイス光を解約すると、本インターネットサービ スも解約となります。
- 2. 当社による本インターネットサービスの解約は、1ヶ月の予告期間をもって当社 所定の本インターネットサービス解約書面をもって契約者に通知します。
- 3. 当社は、第1項の解約書面を受け付けた後、または前項の予告期間満了後、遅 滞なく解約処理等、本インターネットサービスの終了に必要な手続を実施します。本 インターネットサービスの解約処理日をもって、本インターネットサービスの一切が 利用できなくなります。解約処理後はいかなる場合であっても、本インターネット サービスの復旧はできません。また、解約によって生じた損害や損失について、い かなる事情があっても当社は補償いたしません。

### 第12条(本インターネットサービス契約の解除)

- 1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに一つに該当したとき、または該当す る恐れがあると当社が認めたときは、何らの通知・催告等をすることなく直ちに本イ ンターネットサービスの契約を解除し、本インターネットサービスの提供を終了しま
- (1)本約款の定めの何れかに違反したとき。
- (2)本インターネットサービス申込書に虚偽の記載をしていたとき、または第9条に 基づく変更の届出を怠ったとき。
- (3)本インターネットサービス利用料金その他の当社に対する債務の支払を一度で も怠ったとき。
- (4) 一括請求サービス約款に定める審査基準を満たさない状態となったとき。
- (5)信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
- (6)自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引 停止処分を受けたとき。
- (7)破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停の手続開始申立があっ たとき。
- (8)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき、または公租 公課の滞納処分を受けたとき。
- (9)故意または過失により当社に損害を与えたとき。
- (10)利用者に提供しているインボイス光が解約、期間満了その他の理由により契 約終了となったとき。
- 2. 利用者は、前項に基づき本インターネットサービスの契約を解除されたときは当 然に期限の利益を喪失し、本インターネットサービスが終了するまでに生じる本イン ターネットサービス利用料金、違約金およびその他の当社に対する一切の債務を 直ちに支払うものとします。
- 3. 本条第1項に基づき本インターネットサービスの契約を解除されたことによって 利用者に発生した得べかりし利益等の損害について、当社は一切の責任を負わな いものとします。

## 第13条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び利用者は、本契約締結日において、自らまたは自らの役員が、暴力団、 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴について、損害賠償及びその他補償の責任を負いません。 カ集団、その他これらに準ずる者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団 2. 当社は、利用者が本インターネットサービスを利用することにより得た情報につ 等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにいて、その完全性、正確性、有用性について何ら保証しません。

- (2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与 える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関
- (4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしてい ると認められる関係を有すること。
- (5)その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 当社及び利用者は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の 各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為。
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または 相手方の業務を妨害する行為。
- (5)その他前各号に準ずる行為。
- 3. 当社及び利用者は、相手方またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項 各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、また は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しな いで相手方への通知のみによって本契約を解除することができるものとします。
- 4. 前項の場合、本契約を解除した当事者は、相手方またはその役員に損害が生じ ても、一切の責任を負担しないものとします。また、本契約を解除された当事者は、 相手方に対して損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償するものとし ます。

### 第14条(個人情報保護)

- 1. 本約款において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報 に含まれる氏名、生年月日、その他の情報によって特定の個人を識別できるものと
- 2. 当社および利用者は、本サービスの提供および利用により知り得た相手方の従 業員等の個人情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供 および利用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれ かに該当する開示は除くものとします。
- (1)本人の同意がある場合の開示
- (2) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲での通信キャリアに対する開
- (3)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示
- (4)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する 開示
- (5)人の生命、身体または財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場
- 3. 当社は利用者の個人情報を、お客様のニーズに合致する商品・サービスのご提 案ならびに当社グループとしての経営管理・リスク管理を目的として、グループ会社 間で共同利用致します。グループ会社の定義等、詳細については次項第2号をご 覧ください。
- 4. 前各項のほか、当社による個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等により ます。
- (1)株式会社インボイス個人情報保護方針

https://www.invoice.ne.jp/privacy/

(2)個人情報の取り扱いについて

https://www.invoice.ne.jp/privacy2/

## 第15条(免責事項)

1. 天災、事変その他の不可抗力、または本インターネットサービスの提供に関する 提携事業者、物件管理者もしくは電気通信事業者の責に帰すべき事由により本イ ンターネットサービスを提供できなかった場合、当社は、利用者が本インターネット サービスを利用できなかったことにより生じた損害、その他得べかりし利益の喪失

- 3. 当社は、本インターネットサービスの利用に関連して当社が利用者に対し損害 第16条(準拠法) 賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、損害 賠償の範囲は、その利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、かつ、そ の総額は、損害が生じた日が属する月に当社がその利用者から受領すべき利用料 第17条(合意管轄) 金等の額を超えません。
- 4. 本インターネットサービスと接続する利用者のシステムが、インターネットと接続 京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 され、その結果、インターネット経由によるウィルス感染、不正侵入、その他アタック 等により、利用者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社 は、いかなる責任も負いません。
- 5. 当社は、本インターネットサービスにかかる電気通信設備その他のネットワーク 接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、利用者の動産、不動 産に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その 損害を賠償しません。

当約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

利用者と当社との間における一切の訴訟については、日本国の裁判権に服し、東

## 附則

## 第1条(実施期日)

当約款は、令和元年12月1日から実施します。

## 第2条(料金表)

本インターネットサービスプラン	インボイス光 サービス品目	月額利用料金	違約金(1年を365日、1ヶ月を31日として計算します)
	インボイス光ファミリーシリーズ ※クロスファミリータイプでの利用可否は お問い合わせください	1,078円(税込)	(730日-利用日数)×月額利用料金(税抜)÷31(不課税)
マンション用	インボイス光マンションシリーズ	1,045円(税込)	(730日-利用日数)×月額利用料金(税抜)÷31(不課税)

## 第3条(提供元)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(法人番号:7010001064648) 東京都千代田大手町2丁目3番1号

# インボイス光 開通前現地調査サービス・開通工事サポートサービス約款

#### 第1条 (当約款の適用)

株式会社インボイス(以下「当社」といいます。)は、この開通前現地調査サービス・ 1. 本付加サービスは、第5条に定める本付加サービスの履行が完了し、利用者が 開通工事サポートサービス約款(以下「当約款」といいます)に基づき、インボイス 本付加サービスの料金を支払った時点を持って、契約の終了とします。 光・インボイスひかり電話サービスの開通に向けた付加サービスとして、開通前現 2.利用者が本付加サービス履行前に、本付加サービスの申し込みを取りやめた場 地調査サービス・開通工事サポートサービス(以下、総称して「本付加サービス」と 合、利用者は別表に定める手数料を支払うことで、契約を終了することができま いいます)を提供します。

#### 第2条(当約款の変更)

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本付加サービスの提供 1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれか一つに該当したとき、または該当する 条件は、変更後の約款によります。

## 第3条 (用語の定義)

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・イ(1)本約款の定めの何れかに違反したとき ンボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められて (2)当社に対する債務の支払を一度でも怠ったとき いない限り、同じ意味で使用します。

- (1)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をい (4)自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引 います。
- (2)「利用者」とは、本付加サービスを利用するお客様をいいます。

#### 第4条(本付加サービスの委託)

- 1. 当社は、本付加サービスを、次の各号に定める法人に委託する形で提供します。 なお、委託先法人の対応エリアにより、サービス内容や料金に差が出る場合があり ます。
- (1)株式会社NTTフィールドテクノ(法人番号4120001014405)
- 対応可能エリア:NTT西日本エリア(富山県、岐阜県、愛知県、静岡県より西の府 す。 県)
- 業務を委託する場合があります。

### 第5条(サービス内容)

- 1. 開通前現地調査サービス」は、インボイス光を新規導入もしくは導入済みインボ イス光のオプションサービスを追加するにあたり、利用予定場所での使用中の機器 やその接続構成を調査するサービスで、詳細は別表で定めるものとします。
- 2. 開通工事サポートサービス」は、インボイス光を新規導入もしくは導入済みイン ボイス光のオプションサービスを追加するにあたり、本来は利用者が行うONUなど サービスの申し込みを取りやめる場合、第7条第2項の定めに従うものとします。 の回線終端装置配下の機器の接続をサポートするサービスで、詳細は別表で定め るものとします。なお、「開通工事サポートサービス」は、光サービス約款と訪問サ ポートサービス約款に基づく作業と同日に実施することを保証するものではありま せん。光サービス約款と訪問サポートサービス約款に基づき提供可能なサービスに ついては、光サービス約款と訪問サポートサービス約款に基づいて提供します。
- 3. 本付加サービスは、光サービス約款と訪問サポートサービス約款に基づく作業 が完了することを保証するものではありません。

## 第6条(契約の成立)

- 1. 利用者は、1光回線ごと、もしくは1利用場所単位に、当社所定の申込書に必要 いものとします。 事項を記入し、当社に対し申し込むものとします。
- 2. 前項の申し込みに対し、当社は必要事項等を確認し、第4条に定める委託先法 人への手配が完了した時点をもって、契約成立とします。ただし、以下の事由に該 当する場合、本付加サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
- (1)本付加サービス申込書の記入内容に虚偽、誤記または記入漏れがあるとき
- (2) 当社が提示した本付加サービスの見積書の内容と実際の状況に乖離があると \*
- (3)当社が提示した本付加サービスの見積書に記載された有効期限を過ぎての申 し込みであるとき
- (4)第4条に定める対応可能エリア以外、もしくは履行する場所への訪問が容易で はないとき
- (5) 当社に対する一括請求サービスの利用料金その他の債務の支払いを現に怠 り、または怠るおそれがあるとき
- (6)前各号のほか、本付加サービスの遂行上、著しい支障があるとき
- 3. 本条の委託先法人への取次ぎにあたり、個人情報を委託先と共有することにつ いて、本付加サービス利用者は予め同意するものとします。

## 第7条(契約の終了)

## 第8条(契約の解除)

- おそれがあると当社が認めたときは、何らの通知・催告等をすることなく、直ちに本 付加サービスの契約を解除します。本付加サービスの履行前であれば、その履行 を取りやめます。

- (3)信用状態が著しく悪化したと認められるとき
- 停止処分を受けたとき
- (5)破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停の手続開始申立があっ たとき
- (6)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき、または公租 公課の滞納処分を受けたとき
- (7)故意または過失により当社または委託先に損害を与えたとき
- 2. 利用者は、前項に基づき本付加サービスの契約を解除されたときは、別表に定 める料金や手数料その他の当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとしま
- 3. 本条第1項に基づき本付加サービスの契約を解除されたことによって利用者に 2. 前項の委託先法人が、本付加サービス履行にあたり、委託先法人が別の法人に 発生した得べかりし利益等の損害について、当社は一切の責を負わないものとしま

### 第9条(利用者の努力義務)

- 1. 利用者は、本付加サービスを円滑に履行できるように努め、利用者の調整不足 などによる急な日程変更もしくは本付加サービス実施当日の履行ができなくなるこ とがないよう最大限の努力をするものとします。
- 2. 利用者の過失により、本付加サービス実施当日の履行ができなくなり、本付加

## 第10条(提供料金)

- 1. 本付加サービスに係る利用料金は、別表に定める金額とします。
- 2. 当社は、本付加サービスの利用料金を、Gi通信料金一括請求サービスにて利 用者に請求するものとし、利用者は、かかる請求に応じて支払うものとします。

## 第11条(提供条件など)

- 1. 利用者は、本付加サービスを使用して、有償、無償を問わず営業活動、営利を目 的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用はできな
- 2. 利用者は、第4条に定める委託先法人に対し、第5条に定めるサービス内容を逸 脱する内容の作業を指示もしくは依頼することはできません。

## 第12条(当社の義務)

- 1. 当社は、第4条に定める委託先法人が、本付加サービスの内容を正しく遂行する よう、委託先法人を管理、監督する義務を負います。
- 2. 当社は、第4条に定める委託先法人を通じて本付加サービスを提供するに当た り、当社もしくは委託先法人に起因して本付加サービス実施当日の履行ができなく なった場合、利用者と誠実に協議し、実施日の変更など解決するよう努めます。

### 第13条(損害賠償)

当社は、本付加サービスの履行において、当社もしくは第4条に定める委託先法人 に起因して利用者に損害を与えた場合、その損害を賠償します。なお、当社もしく は第4条に定める委託先法人が予見しえない事象の場合は、賠償額を履行内容に 該当する料金の3倍を上限とします。

## 第14条(免責事項)

1. 天災、事変その他の不可抗力により本付加サービスを提供できなかった場合、 当社は、利用者が本付加サービスを利用できなかったことにより生じた損害、その 第17条(準拠法) 他得べかりし利益の喪失について、損害賠償及びその他補償の責を負いません。 2. 当社は、利用者が本付加サービスを利用することにより得た情報について、その 完全性、正確性、有用性について何ら保証しません。

## 第15条(個人情報保護)

- 1. 本約款において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報 に含まれる氏名、生年月日、その他の情報によって特定の個人を識別できるものと 第19条(合意管轄)
- 2. 当社及び利用者は、本付加サービスの履行にあたり知り得た相手方の従業員 等の個人情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本付加サービスの履行 目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示 は除くものとします。
- (1)本人の同意がある場合の開示。
- (2) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲での通信キャリア及び第4条 各項に定める委託先に対する開示。
- (3)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示。
- (4)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する 開示。
- (5)人の生命、身体または財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場
- 3. 当社は利用者の個人情報を、お客様のニーズに合致する商品・サービスのご提 案ならびに当社グループとしての経営管理・リスク管理を目的として、グループ会 社間で共同利用致します。グループ会社の定義等、詳細については次項第2号を ご覧ください。
- 4. 前各項のほか、当社による個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等により ます。
- (1)個人情報保護方針 https://www.invoice.ne.jp/privacy/
- (2)個人情報の取り扱いについて https://www.invoice.ne.jp/privacy2/

### 第16条(反社会的勢力の排除)

- 1. 当社及び利用者は、本契約締結日において、自らまたは自らの役員が、暴力団、 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴 力集団、その他これらに準ずる者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団 等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれに も該当しないことを確約します。
- (1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与 える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関 係を有すること。
- (4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしてい ると認められる関係を有すること。
- (5)その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 当社及び利用者は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の 各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為。
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または 相手方の業務を妨害する行為。
- (5)その他前各号に準ずる行為。
- 3. 当社及び利用者は、相手方またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項 各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、また は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しな いで相手方への通知のみによって本契約を解除することができるものとします。
- 4. 前項の場合、本契約を解除した当事者は、相手方またはその役員に損害が生じ ても、一切の責任を負担しないものとします。また、本契約を解除された当事者は、 相手方に対して損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償するものとし

ます。

本約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

#### 第18条(協議解決)

当社は、本付加サービスに関して生じた疑義または本約款に定めのない事項につ いて生じた疑義について、利用者と誠実に協議し解決するよう努めます。

契約者と当社との間における一切の訴訟については、日本国の裁判権に服し、東 京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

## 第1条(実施期日)

本約款は、令和元年12月1日から実施します。

(1)NTT西日本エリア NTTフィールドテクノ社に委託する場合の提供内容と料金 ※単価は、光回線1回線ごとの金額です。

# 開通前現地調査サービス

作業項目	概要	詳細	単価(税込)	備考
	お客様がご利用中の機器のメーカー・型番、回線・ネットワークサービス、接続構成等の調査により、光化可否・新たな機器導入の要否・光化に伴う工事内容(機器接続・設定、電話・LAN配線等)を確認	<対象機器> ビジネスホン、ホームテレホン、FAX、単体電話機、周辺機器(CAT端末、POSレジ、ファームバンキング、セキュリティ装置、ノーリンギング、火災報知器等) <実施方法> ①お客様ヒアリングや目視確認による調査を実施(必要に応じて保守ベンダ等確認) ②確認結果をお客様へ回答	16,500円	調査の結果、
光配線準備の見 積もり	光回線を建物内で通す経路を事前準備する場合の見積もり	建物内にPDやPTがなく、かつ建物の配管工事施工会社がない場合に木板などの取り付けや配管の作成をする場合の費用の見積もりです(見積額はインボイスより提示します)。		光化不可の場合でもお支払いいただきま
宅内調査	宅内機器の構成図の作成		5,500円	す。
	(平日夜間) 17:00~22:00 に実施		4,125円	
平日9:00~	(平日深夜) 22:00~9:00 に実施	通常の作業時間以外での作業実施時の割増料金です。	8,250円	
17:00以外での	(休日日中帯) 9:00~17:00 に実施		4,125円	
作業実施	(休日夜間) 17:00~22:00 に実施		8,250円	
	(休日深夜) 22:00~9:00 に実施		12,375円	
その他	申込キャンセル	委託先起因による訪問取りやめ以外の場合に発生します。ただし、調査訪問日の2営業日前までにご連絡いただいた場合は不要です。 <例> ・お客様都合による調査訪問日より2営業日をきっての日程変更や申し 込みの取消し ・現地での作業を中断もしくは中止	6,600円	
交通費	県庁所在地、政令指定都市を除く地域への訪問対応に伴う 交通費		2,200円	
父乪頁	離島への訪問対応に伴う交通費	本州、四国、九州、沖縄本島を除く島を離島とします。本土より陸路で通 える場合においても通行料が発生する際は交通費実費が加算されます。	2,200円 +交 通費実費	

# 開通工事サポートサービス

作業項目	概要	詳細	単価(税込)	
工事立会い	お客様要望のフレッツ光工事者への伝達			
<u>-7-77</u> 0'	光開通工事トラブルの一次対応、追加工事等の調整	配管起因で開通できなかった場合の、お客様への配管工事手配依頼等		
	HGW~電話機(NTT製/他社製のビジネスホン・ホームテレホン主装置・単体電話機)間の接続・設定	<ビジネスホン・ホームテレホン設定内容> DSU切り離し設定(VG導入に伴い発生。2chまで)、「0039」など番号付与設定解除、IP 電話設定解除等 <その他設定内容> 短縮ダイヤル登録、ネットワークサービス設定(ボイスワープ等)		
機器接続・設定サポート	周辺機器の接続・設定	〈対象機器〉 ・NTT Netcommunity VGシリーズ(2ch対応機種)※VG(4ch以上対応機種)、OG、ひかり電話オフィスタイプ設定は対象外 ・FAX、プリンター、CAT端末、POSレジ、ファームバンキング、セキュリティ装置等・スマートペイ機器(フレッツ・スマートペイ対応機器等) ・DoSPOT、DoMUSIC、簡易型Webカメラ(メーカ・型番を依頼書に記載。機種により不可の場合あり) ・スマホ利用型ビジネスホン(アイコム製 SR-60VN) 〈対象外となるケース〉 ・セキュリティ装置の装置交換が伴う場合(警備会社での設定が必要となるため) ・ノーリンギング端末(メーカーでの設定が必要となるため) ・火災報知器、エレベータ用回線等の緊急回線(ひかり電話化すると停電時利用不可のため) ・対象機器が新規購入の場合(ドアホン・無線LAN中継機等)	16,500円	
	ビジネスホンユニット取付 ※1台毎			
	ビジネスホン子機 移設(同室内) ※1台毎			
	ビジネスホン子機 移設(同フロア) ※1台毎		/mmin tit + i	
	ビジネスホン子機 移設(別フロア) ※1台毎		個別見積もり 	
	ビジネスホン・ホームテレホンの主装置・電話・配線の処分(配線残 置もしくは撤去)			
	しくは撤去) ジネスホン・ホームテレホンの主装置・電話・配線の移設			
	光配線経路の準備工事	開通前現地調査サービスでの光配線の準備見積もりでの提示した内容を元に実施。 建物にPD・PTがある場合は、こちらではなくNTT西日本に委託する「配線ルート構築 工事」を適用します。	個別見積もり	
	電話/LAN配線の敷設(露出配線/天井・壁の隠べい配線)	工事材料提供を含む/敷設ケーブル合計20mまで/屋外配線は含まない	16,500円に	
	ONUからのお客様宅内設備への簡易工事サポート	通線支援	含まれます	
	電話/LAN配線の敷設(露出配線) ※20m以上、10m毎		4,400円	
	フラットケーブル ※1m毎		1,100円	
配線サポート	ACテーブルタップ取付(ACテーブルタップ物品を含む) ※1個毎		4,400円	
	ジャバラ・塩化ビニール等の配管作成 ※1m毎			
	コンクリート製の壁の貫通			
	C型金具取付 ※1個毎		/田川日往七八	
	穴あけ		- 個別見積もり -	
	プルボックス取付 ※1個毎			
	カメラコンクリート壁取付 ※1個毎	※1個每		
	(平日夜間) 17:00~22:00 に実施		4,125円	
平日9:00~	(平日深夜) 22:00~9:00 に実施		8,250円	
17:00以外で	(休日日中帯) 9:00~17:00 に実施	通常の作業時間以外での作業実施時の割増料金です。	4,125円	
の作業実施	(休日夜間) 17:00~22:00 に実施		8,250円	
	(休日深夜) 22:00~9:00 に実施		12,375円	
その他	申込キャンセル	委託先起因による訪問取りやめ以外の場合に発生します。ただし、調査訪問日の2営業日前までにご連絡いただいた場合は不要です。 <例> ・お客様都合による調査訪問日より2営業日をきっての日程変更や申し込みの取消し ・現地での作業を中断もしくは中止	6,600円	
	県庁所在地、政令指定都市を除く地域への訪問対応に伴う交通費		2,200円	
交通費	離島への訪問対応に伴う交通費	本州、四国、九州、沖縄本島を除く島を離島とします。本土より陸路で通える場合においても通行料が発生する際は交通費実費が加算されます。	2,200円 + 交通費実費	